

参議院地方行政委員会會議錄第三十六号

明申し上げましたように、今までは、
新市町村の当局がこれにタッチすると

ということがなかなか困難であつたわけ
でございますが、それを補う意味にお
きまして、都道府県知事におきま
して、できる限りこの指定区域を新市町
村の区域にマッチさせていくという意
味におきまして、調整を現在はおき
ておるわけでございます。ただ、必ずし
も新市町村の区域でないところにも農
山漁村の区域も存在するわけござい
ますので、これは、全部が合致する
というわけにも参りませんけれども、新
市町村に関する限りは、その区域を同
じくするという事で、目下推進をい
たしております。ただ、事業の面にお
きましては、これは、新市町村建設計
画の内容といたしまして、農業団体が
分担する事業、それから市町村当局が
分担する事業というふうに、それぞれ
の立場からしさいに検討いたしました
上で、その間における格差のないよう
に現在進めておるわけでございます。

国の立場でございしますが、これは、従
来各府県あるいはばばらばらなよう
な考へ方で、府県を通じて予算を流し
ておつたわけでございますが、ただいま
申し上げましたように、府県の段階で
それを統制をとりますと同時に、中央
におきまして、ただいま新市町村建
設促進審議会というふうな委員会が設
けられました、各省庁の次官、次長を
委員にいたしまして、横の連絡をとり
ながら進めております。また、その委
員会の幹事といたしまして、およそ各
省の予算に關係のある課長に幹事会
願いたしまして、随時適切に幹事会
等も開催いたしました上で、でき得
る限り新市町村に事業を優先するし、
また、今後でございました建設計画につ
きましては、これを各關係省庁におき

ましてとりまて、われわれといた
しましてそれを推進していくという
態勢を整えたいと存じておるわけ
でございます。自治庁だけが新市町の建設
推進に努力するということだけでは効
果が上らないわけでありまして、関係
各省庁に御連絡いたしまして、相とも
どもに新市町村建設の態勢を整えて参
りたいと存じておるわけでございます。

○鈴木壽君 今後の心がまえなりやり
方については、そうありたいと思いま
すが、もしもそうであると思いま
す、この新市町村の建設関係経費とい
う、こういうプリントの中にあげられ
ておりますような、こういう範囲だけ
では、いわゆる新市町村の建設育成の
ためには足りないのじゃないか、あな
たのお話のように、各關係省庁との緊
密なる連絡あるいは統合というよう
な形において仕事を進められるならば、
特に現在新しい市町村で強い要望のあ
りますところの建設関係のものなんか
も、当然やはりこの中へ入つてこなけ
ればいけないと思う。むしろ、ここに
あげられてありますような、こういう
事柄もさることながら、現在の合併に
伴つて必要な道路であるとか、橋梁で
あるとか、そういうことがむしろ市町
村にとつては大きな問題として、今後
解決なまに殘されておるわけござい
ますが、そういうことにつきましては、
必ずしも建設省において、新市町
村の合併、そういうものとマッチした
ような考へ方をしておらない。私は、実
情においてそういうふうな現われ方を
しておると思う。でありますから、も
し自治庁においてそういうふうなやり
方をなさるならば、もっと広範なもの

について、ほんとうに総合的な新市町
村の建設育成という、そういう観点に
おいて調整をし、コントロールしてい
かなければいけないじゃないか。一つ
の例として、農林省関係のことを申し
上げましたが、そういうことにおいて
も、すでにいろいろのちがひがあること
ができておる。道路その他の計
画におきまして、地元の方の計画と
望を満たすような形においては必ずし
も施行されておらないという点
で、私は今言つたようなことを考へる
わけなんです。こういう点、いかが
でございますか。ここにありま
すところの農林省関係あるいは郵政省、
電電公社関係の、こういうものだけで
おやりになるといふふうな考へな
か。今私が申し上げましたのは、これ
は、一つの例として建設省の關係のこ
とを申し上げましたが、厚生省關係に
おきまして、いろいろな關係におき
まして、もっと広範に取り入れて調整
をし、新市町村の建設育成のために進
めていかなければいけないというもの
がたぐさんあるわけなんです。そうい
うところにおいて私は欠けておるじや
ないか、どうしてもそれは各省庁間の
、まあ言葉は悪いですが、なわ張り
的なことがあつて、調整が不可能であ
るとするならば、これはいっそまた別
の考へ方で、新市町村建設促進費とい
うものをもつとまた別の意味におい
て考へ直して、検討していかなければ
いけないじゃないか。こういうことも考
えらるるわけでございます。どうか、
この点、いかがでございますか。

○説明員(吉浦清真君) 全くその通り
でございます。今お手元にございま
すような資料は、従来からの一応新市
町村に關係のある予算についてただ単
に羅列したにすぎないわけございま
して、その他厚生省の水道予算につ
きまして、あるいは病院、保育所等の予
算につきましても、おおよそそういった
予算の市町村分につきましては、新市
町村に流れる予算がきつめて大きい額
を占めるといふふうな存じておるわけ
でございます。現在この計画の調整を
進めておりますが、ほぼ本年度一ぱい
に、全国の新市町村数の三分の一足ら
ずでございますが、調整を終るわけ
でございます。その場合の調整は、実行
性のあることというのを一つの目標
にいたしておりますので、府県の各部
各課がこれに關係いたしまして、そう
して計画調整された事業につきまして
は、その実行を確保するという態勢を
整へつたおるわけでございます。従つ
て、もっと具体的に申し上げますと、
保育所なり病院なりの計画を例にと
つてみますと、それがその地区でどの程
度に必要であるか、病院を持つてない
所では、病院を持つ必要がどうしてもあ
るならば、それは、建設計画の内容と
して入つてくるでございまして、保
育所にいたしまして、ただ単に従前
の町村の区域に置くという觀念でなし
に、全体として幾つ要るかということ
を十分に検討いたしました上で、どう
しても保育所の建設が必要であるとす
るならば、その数は確保されるように
なるといふのでございます。従つて、
そういう建設計画の調整がなされた
所につきましては、これは、補助金の
申請の場合に、まず高順位になること
は間違いないことでございますので、
そういう建設計画の調整のなされた
段階のものから申請が各府県に出され

て参りました、なおその際、ただいま
申し上げましたような、横の連絡態勢
を確保することによりまして、厚生省
におきましても、真に新市町村を優先
するといふような態勢になるだろうと
存するわけでございます。今までのと
ころは、必ずしも新市町村というもの
の事業を、各府県におきまして、それ
が高順位になっておるか、あるいは下
の順位になっておるかというのを考
慮しなかつたと存じますけれども、今
後におきましては、府県からの申請が
そのようになって出てくるということ
に、まずわれわれとしても指導の方向
を向けまして、そうして出てきたもの
につきましては、われわれの手元にも
そのようなものが出て参つておるま
すので、それを横につなぎ合せて、
査定を進めて参りたいといふふう
に存じておりますので、今後におきま
しては、おおよそ市町村に流れる予算の大部
分は、まず数力年間、新市町村の建
設事業に重点的に参るものであらうと
いふふうな考へておる次第でございま
す。ただ単に、ここに掲げてございま
すような、各府県の予算のみではないの
でございまして、そういう点につきま
しては、十分今後とも留意して参りた
いと存じております。

○鈴木壽君 今回予算で、新市町村建
設の計画の調整費が取れております
すね。あれによつていわゆる調整する
ところの町村の数というものは、大体
五百くらいだといふふう聞いており
ますが、こういう点からしますと、五
百というものは、合併町村の大体五分
の程度だと思ふのです。今後あれで
か、これは、先ほどあなたのお答えか
ら、私大それた問題だと思ひますが、調

整のできた地域からいろいろな施設その他の建設あるいは補助育成というようなことが行なわれていくとすれば、残りの五分の四近くのもの、これは、相当年数これからたつた上でなければ解決できない。こういうふうなことになると思うのですが、一方別に仕事が進められておるのは、きのうもお話がございましたように、農林省関係のもの、こちらの方の新市町村建設促進費のものと年数のズレがありますね。今の調整するための費用、従って、その町村数で割っていきますと、私大体五年くらいかかるのじゃないかと思ひます。そこら辺のズレをどう調整されていくつもりですか。

○説明員(吉浦清真君) ことし五百十程度の調整を行ないますが、昨年度すでに二百の調整を行なっておりますので、若干足りませんけれども、三分の一程度の新市町村についての調整を今年度で終わるわけでございますが、もちろん、その建設計画というものは、すべての新市町村がすでに持つておるわけでございます。その中で、調整をしなくても明らかに必要な事業というものは、これはもうすぐ判断がつくわけでございます。現在まで、新市町村につきましても、各省庁の予算から事業を進めておりますものにつきましては、そういう観点から、必要なものは、建設計画の調整をやるわけでございます。特に調整をやった分につきましては、この調整を、その建設計画について全部をやらせるように努力したい。こういう意味でございます。建設計画の調整をやらない団体には、全然手をつけられないという意味ではないわけでございます。

います。

なお、新農山漁村の指定の数、これは昨日も会議がございまして九百地域について指定されたと聞いておりますが、われわれの方の指定の地域と、それは事実上ズレておると思ひます。多くは一緒になっておりますが、ズレた分も少なくないと思ひます。けれども、新市町村の方の今後の調整なり、施設整備なりにつきましては、来年、再来年と、ずっと続けて参りまして、全部の新市町村に均等に参りまして、全部の調整が、農林省の方の計画も、やはり年度計画によって実施してまいります。あと数年——二、三年たちますならば、すべて合一するという結果には相なるわけでございます。ただ、スタートが違つておられますので、その間につきましても、若干のズレというものはある程度やむを得ないのじゃないか、それで、できるだけ合一するよう努力はいたしております。

○鈴木壽君 お話のように、スタートのズレと、当局の実施するところのねらいのズレと、二つあると思うのです。ですから、ここにいろいろ問題が出てくると思うので、今回指定された農林省関係の九百地域は、私詳細は知りませんが、あなたのお話によつてもわかりますように、必ずしもこちらで考へておられますところの新市町村のそれは完全にマッチしてこないだらうと思ふ。これは、今申しますように、ねらいのズレがありますから、これは、私そういうことが出てくると思ふ。従つて、今後、あなたのお話のように、もし完全な調整をとっていきたいとするならば、これは並み大抵の努力ではできないのじゃないかろうかと

いう私は心配があるわけですが、ここに所管する役所が違ふのであります。それから、なかなかむづかしい問題がそこにあるのじゃないかと思ひますが、一つ重ねてこれは、皆さんの努力によつてやっていたきたいということを要望的に申し上げておきます。

それから、いま一つは、計画の調整でございますが、調整を必要としないような地域にあつても、必要な事業、仕事というものは与えていくのだ、こういう御意見でございますが、それはそれでけっこうだと思ひます。ただ、計画調整をする場合に、考えなければいかぬことは、私、地方におつて、今まで見たたり、聞いたところによりますと、ほとんど全部が計画調整を必要とする段階にあると思ふ。これはもう、合併計画というものは、いわばずさんな、持ち寄りの、何か財源の裏づけのない、そういう上に立つて、ただ並べられてあるというように私もは見えてきて、まことに残念だと思つておつたのですが、新市町村の合併計画におきまして、県の段階におきましても、あなたの方の段階におきましても、これはまた、こちらの考えあるいは県の考えで、どうのこうのといひくられなような事情もあつたわけでありまして、ほとんど手がつけられないままに合併計画として残されておる。しかし、今言つたように、そういうものを見た場合に、それをそのままやれる計画だとは思ひたくない。当然調整を必要とするものだと思う。まじめに考えれば、一刻も早くほとんど全部調整をしなければいけないのじゃないか。こ

う思ふので、その際に、今回の予算で、五百の町村が調整をする対象と

なつていて、しかし、そのほかの町村におきましても、これは、できればあなたの方が指導されまして、自主的な調整といひますか、計画の立て直し、練り直しをしなければいけないのじゃないか、こういうふうな考へておりますが、それらの点の指導をどういうふうにおやりになるつもりなのか、最後に一つお聞きしておきます。

○説明員(吉浦清真君) 実は、三、四日前から、すでにその計画調整の団体について、各府県の職員を東京に集めて、それぞれ具体的に町村の指定を行うべく準備を進めておるわけでありまして、ただいまの実情におきまして、やはり各都道府県とも、この二、三上回つた計画調整の希望があるようございまして。特に熱心な県におきましては、ほとんどの新市町村について、すみやかに調整したいというふうな希望もございまして。けれども、まだ未合併町村を抱えておまして、今後合併をして、区域の一体性をはからなければならぬ町村もございまして。さらには、新市町村みずからがそれに合併したいというところもございまして、特に最近行われた合併の区域につきましても、これはやつと建設計画を作つたばかりでございます。あとしばらく、これによつて進めていきました上で、時期がきた場合に計画調整をさしたいというふうな考へておりますが、それでも相当数上回る予定でございます。これらにつきましても、一応来年度約束するにいう意味において、予備的な考へ方で、計画調整の準備を自主的に進めてもらつておりました。計画調整につきましても、来年度に回るわけでございます。

が、そういった指導を続けていきまして、来年度においては、必ず計画調整をやらせるということで、予備的な考へ方を多少打ち出しておるわけでございます。

○鈴木壽君 ほかの方も、大蔵省関係と何かあるそうですから、私はあとで……。

○委員長(本多市郎君) それじゃ、あとでまた継続していただいで……。

○委員長(本多市郎君) 速記をとめて。

○委員長(本多市郎君) 速記をつけ

○中田吉雄君 昭和三十一年度の予算編成の過程でも、交付税の問題が最後までもめましたが、当委員会では、相変らずまた、田中長官以下の御努力にもかかわらず、われわれとしては満足できないような点がたくさんあるので、私、予算委員を兼ねていまして、欠席してしまつたので、重複しましたら大へん恐縮ですが、御了承していただきたいのですが、この付帯決議ですね。衆議院の付帯決議というものは、地方交付税の税率を、来年度から一・五上げるというふうにならずに、付帯決議になつたいきさつを一つ聞かしていただきたいと思ひます。

○國務大臣(田中伊三君) 政府案は、御案内の通り、二六となつておるわけでございますが、これを一・五引き上げることが妥当であらうと、こういう空気が与野党の間に濃厚に持ち上つて参りました。そこで、政府として、いろいろ考へたわけでございますが、委員会の方と党との間に熱心な御交渉が続いて参りました。その結果、この今度の改正案をそのものを二

七・五に修正をするということも一つの方法、それから、もう一つの行き方は、何分、何といたしまして、すでに予算が通っていることでもある。むしろ予算の補正の道というものはないわけではございませんが、予算が通っているわけでもありません。予算が通っているから、この案をここで直ちに二七・五に、一・五%を引き上げて修正をするということはいかがなものであらうかという意見が出て参りまして、三十三年度以降ならばよからう、三十三年度以降においてこれを引き上げるといふ方針にして、次の通常国会においてこれを修正する、同時に、この線に従って予算の編成をする、こういうことであるならばよからうではないかという意見が強く参りましたわけでありまして、そこで、こういう内容の付帯決議となつたものと、私は拝聴しているわけでありまして。

なお、申し上げておきたいと思ひます点は、せつかく両院においていつも付帯決議がありまして、その付帯決議の通りの実現が、なかなか大事なことについて実現を見にくいような情勢もあるものでございますから、与党におきまして、これを正式に決議にかけてまして、二七・五%に修正をするということは、大蔵大臣の意向を尋ねまして、正式の決議で、三十三年度以降においては、一・五%の引き上げを行うのだというこの決定を、時間をかけて論議いたしました結果、決議の決定を見ましたわけでございます。そういう決議の決定に基いて、与党におきましては、この決議案の提出をし、議決をされるに至つたような次第であります。速記録は、衆議院の方のことでござ

いますから、お説みはいただいておりますが、その席には、大蔵大臣も私も、付帯決議の際には出まされて、大蔵大臣からは明瞭に、御趣旨に沿う努力をするということの言明もございましたわけでございます。そういう事情でございます。

○中田吉雄君 そうしますと、これは、実質上地方交付税法の一部を改正して、税率のところを二七・五として、ただし来年度から施行するといふことと同じ、もう外貨事情その他いろいろなことがある、国際収支の関係や何かあつても、もう文句なしにやれる、こういうふうに見えていいのですか。

○国務大臣(田中伊三次君) その通りでございます。どのような事情がありまして、これを次の国会においてやる。政府はこれに従って予算を盛る。決議の決定には、大蔵省といえども従わなければならぬ。こういう結論が出ておるわけでございます。

○中田吉雄君 これは、大蔵省の方がおられるので、あまり言いたくないが、地方財政を確立する、対大蔵省の折衝からいいますと、やっぱり来年度から行ひまして、実際としてこの問題のケリをつけて、そしてなお未解決な、変動の少い税をさらに配分する。たゞ消費税をどうする、あるいは直轄事業の分担金の負担率、あるいは利子をどうするかというような問題をやする際に、私は、この問題がまだこういう決議の段階では、それらと総合的に引つけられてやられると、対大蔵省の折衝が必ずしもうまくいかぬんじゃないか、そういう問題は、もうここでケリをつけておいて、この問題

は、もう来年は、大蔵省と折衝される際に論を要しないというようにしておいて、懸案の直轄事業の分担金あるいはたゞ消費税、安定したものと弾力性のある税をよこしてもらうというような折衝をする、作戦上、この措置は、なかなか大蔵省としては、私は、いろいろ理由を付して、それらの問題と総合的にやられて、地方財政確保の対大蔵省との折衝で、この措置は、これまで積み上げられた労は、非常におれわれも多しと言つては語弊がありませんが、私は、問題になるんじゃないかと思ふのですが、そういうおそれはないのでしょうか。

○国務大臣(田中伊三次君) まあこれは、ありのままに申し上げますと、そういうおそれがあったのです。そこで、二七・五という数字を入れなくてはならぬ。この数字を入れることで数日というか、十数日というか、かかつておる。この数字を入れられないで、似たような趣旨の決議をするというやうなことで何とかいまいかという意見が強く出たわけでございます。大蔵省側からも、しかし、数字を入れられないと、今御心配のようなことが起るおそれがある。そこで数字を入れなければならぬというところで、折衝の結果、双方気持よく数字を入れて議決したるその背景は、与党の決議の決定であるから、決議の決定に従うということは大蔵省としてはやむを得ない。こういうことに結論が出ておるわけでございますから、この段階におきましては、この議決が行われて、大蔵大臣の言明が行われた以上は、この数字が動く心配は、諸般の情勢がいかに変わらまいと

も、ないものと私は見通しておるのであります。

○中田吉雄君 その点は、まあ先日来二、三日間、これがきまる前に、大蔵省では、昭和三十三年度の交付税総額より百十五億ふやそうというやうな、あれよりかはるかにこれは取りつけが従前にできておることは、私も了解するのであります。しかし、同じそこまでするのなら、ことしやれば二七・五にして、ただし施行は三十三年度以降にするといふふうにするれば、一つの問題が私は解決したのじゃないかというふうに思ふわけですが、まあしかし、いかなる事情があろうとも、決議を経、いろいろな下から積み上げて手順を経てゐるから、公債の立場からしても、変更のないということは了解してしまふ。

ところがこの中に、政府は地方財政の現況にかんがみ財政の措置を講ずる。そこで、公債費の処理、勤務地手当等の改正云々という、そういうことに關連して、財政事情があるからということ、これではもう公債費問題が解決したということに……、そこで私は、大蔵省もなるほど一・五で譲歩したが、五千二百億もあつて、地方団体あげての要望である、この地方団体の問題もこれで解決したのだ、もう一本の付帯決議があつて、交付公債については別な付帯決議がありまして、他の公債費については、これではもう処理が済んだのだというところになつてしまふ。そこで、やっぱり大蔵省がまあ党の大勢に押されながら、なおやはりこの公債費については、まあ結局これでは、この公債費というものは、国がまず責任を

負うということがはつきりしてないし、あつて地方にまかしてしまふのじゃないかと思ふのですが、それはどうなんですか。

○国務大臣(田中伊三次君) 各種公債費の利息引下げの問題、あるいは利息をゼロにするという問題、そういう問題を除きまして、この公債費の処理は、七・五に引き上げられるならば、そのワタの中において行おう。のみならず、この勤務地手当の改正に伴うところの増加分についても、同様これに

○中田吉雄君 それではまあ結局、とにかく一・五の中に来年度の公債費の問題をこれで解決済みということに理解していいわけですね。私の党も、実際は本年度二七・五にされて、そうして来年度から行ひ、しかし地方債の問題は、単独立法をやらないで、別個な立場からこれは共同修正に持つていってほしいというのですが、これはなかなか大蔵省もさる者で、やっぱり公債費の問題はこれ、一・五で解決済みだ、こういうことになつて、地方団体あげての要望がやはり少し、まあここまでは、一・五来年必ず施行するということについては、百十五億ということまであつては、百十五億とされた点を、ここまで積み上げられたことは、ほんとうに私敬服しますが、しかしこの中には、公債費の問題はこれで解決済みだといふふうになつてゐるので、私は、これではやっぱり地方団体の持つてゐる悩みがまだ残るのじゃないかと思ふのです、その辺いかがでしょう。

○小林武治君 ちょっと関連して。今

の中田委員の質問については、この付帯決議ができる際のいきさつからいうて、長官からもはつきり返事しておいてもらいたい。私どもも、今の交付公債に対する利子をただにする、こういうふうな問題は残ることに了解しておるが、公債問題全般の処理は一応これでケリをつけたと、こういうふうな含みで話し合いを進めておったというところは、この際長官も、もうはつきりされておいたかどうか、こう思います。

○国務大臣(田中伊三次君) どうも、今の私の答弁が何だかこう、修正をした委員会の立場を説明するようなことになっておいて、こんがらがってありますが、(笑)明瞭に申し上げておく必要があると存じますが、二七・五に、ここに付帯決議通り修正されていくならば、そういうふうになされていきますならば、政府としては、この財源のワケ内において公債費の処理をしていきたい、利息分の話は別である。そういうふうな考えを、交付公債の分につきましては利息を無税とする、この問題は残しておるわけでございますが、公債費の処理の問題は、これによって処理をしていきたい、こういう決意でございます。

○中田吉雄君 大へん恐縮ですが、今、小林委員から説明がありましたので、小林さんはこの決定に参加されたのでしょうか……

○委員長(本多市郎君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(本多市郎君) 速記を始め

○鈴木嘉郎君 長官にお聞きしたいのですが、今のお話で、公債費の中田委員

からのお尋ね、それから小林委員からのお尋ねで、政府としても、公債費の問題をこの範囲内でまかなっていきたいという考えを持っておる、こういうお話でございましたか。これはこの通りでございますか。もう一度念を押しておきますか。

○国務大臣(田中伊三次君) ええ。

○鈴木嘉郎君 そうしますと、当委員会におきまして、今まで長官は、例の八十六億の問題にからんで、いろいろあなたの御決意なりの説明がありました。が、これと違ってきておりますか。

○国務大臣(田中伊三次君) ええ。

○鈴木嘉郎君 当時八十六億が、交付税のこれは先取りとか何とか、いろいろ言葉の上でのやりとりはありました。が、ともかく交付税でこういうふうなまかなうものではない。国の責任において別にこれは解決せられなければいけない問題であると考えます。私どももその考えを支持し、特に大蔵大臣にまで来てもらって、その点についてどうかと言った際に、大蔵大臣は、将来考えるということだけで、ぼかしていき

ました。あなたは、そのあとではっきり、私は、これは責任を持ってこの問題の解決に当たりたいと、こういうことをおっしゃっていた。それは、いわゆる交付税のワケの中で操作するということになしに、繰り返しますが、国の責任において別途、金の面においても法的においても、いわゆるあなたの言葉の借りですと別の柱において解決をするのだと、こういうことで、ここまではっきりあなたは何でもおっしゃって

おる。私もいろいろ不満もありましたが、あなたのそういう御決意な態度表明に対しては、これを支持し

ようというところで一応あの話を打ち切っておるわけなんでございますが、今のお話を聞きますと、それとは、一カ月かあるいはそれまでに至らない間に、考えが変ってきているのではないかと受け取ったのですが、その点、いかがでございますか。

○国務大臣(田中伊三次君) お説の通り、三十二年度の交付税を通じての行き方は変則である。これは、本格的には別の柱を立てまして、国の責任を明確にしてやらなければならぬ、こういうふうな申し上げたことは、記録に出ております通り、事実でございます。

これを申し上げておりましたのは、閣議決定をいたしました率の改正が、一%しか上らない。二六%の政府案というもののしか出せなかったという現状におきましては、そういうふうな考えてきたわけでございます。それを何度か申し上げたわけでございます。しかしながら、来会計年度よりは、これが二七・五に引き上げられる見通しがまことに明確になった。こういうふうな考えますときに、そういうものが間違いない行われる場合においては、交付税をこの中において解決をしよう。して

もいい。また、そうしなければならぬというこの決意に、情勢の変化と申しますとおかしいのですが、二六%と背景が大なる変化を来す見通しが立ったものでございますから、そういう見通しのもとにおいては、公債費をこの中でまかなうのには不十分なのであります。別のワケでなしに、交付税としてこれを扱うという扱い以外に道はなからう。こういうふうな私の答えの内容を変更するわけでございます。

○鈴木嘉郎君 そういうふうな認めながら、そうしてまた変えられると、まことに私も迷惑するのですが、これは、交付税の率の引き上げという問題は、――この付帯決議は別ですよ、当時問題になっておるのは、二六%じゃ足りないという問題は、減になって、国がそのまま地方に知らぬ振りをしているのかどうか、こういう問題であったか、二八・五なればいかぬとか、いろいろ論議されたわけなのでございますが、問題はそういうことであつたと思うのです。いま一つは、公債費対策のいわゆるそういう金を国の責任において見ると、金

は、これはあくまでも、交付税の中で見るということと私は違ふと思うのです。率が引き上げられたからいいのだという、こういうふうな考え方が変わったという、こういうふうにおっしゃるのですね。別の柱を立てて、いわゆる国の責任において措置をしなければならぬということは、率の多少の上下によつてそういうことになるというこ

とは、はつきりして思ふのです。これは、はつきりしておかなければいけません。交付税は、あくまでも地方に一つの法によつて与えられ、また、独立の財源として使われるべきであつて、国の責任において措置をしなければならぬところの公債費対策のために、勝手に国の意向で、あなた方の意向で使われるべきものでないということは、これは、今さら私が申し上げるまでもなく、あなた自身が認めておたはずなんです。しばしばあなたはそういうことをおっしゃっておる。

それが今、率が引き上げられたから、今度はその金の範囲の中でまかなうていいのだ、こういうことになりまして、そもそも公債費対策という国の責任というものは一体どうするのか、こういう問題が私は残ると思うのです。今、急に、せんだつてこういう問題を論議してちやうど一カ月とちよつとてあります。そういうふうな変えられると、一体あなたの方の言葉をどこまで信用すればいいのか。当委員会におきま

すところの、公開のこういう席におきまうもの、あるいはわれわれの意見というものをどういうふうな持っていけばいいのか、それは変なものになつてしまふと思うのです。この問題は、率の多少によつて処理されるべき問題じゃない、あくまでも、これは、もう何べんも申しませんが、あなたははつきり認めていらつしやる。こういうことをい

いかげんに取り扱われては、まことに困ると思うのですから、重ねてあなたの考え方を聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(田中伊三次君) いいかげんに言葉を適当に変えるというふうな気持ちではないのであります。また、実際もそういうことではないのであります。二六%にするよりほかに道がないと考えて閣議決定をいたしました立場から申しますと、公債費は、あくまでも別個独立の建前において、いわば交付税外において処理をするという理想を振りかぶつて、それを信念に持っていたということは、これはまさにいいかげんな話じゃない。間違いない私の考えであつたわけでありま

す。それがいろいろ皆さん御苦心の結果、二七・五に引き上げられることが

間違いないという見通しが立ってきた。そこで、それを引き上げることに
よりまして、財源にゆとりが出て参り
ますが、これがそのワク内において、
交付税の中においてこの公債費をまか
なおうじゃないかということの御意
向が漸次台頭して参りまして、私が

それにて賛成をして、従来の意見を改めたと、情勢が変化をして、その変化をした情勢に即して私の意見が改めてきたというところでございまして、突如私の方が方針を変えて、さあついてこいということを言った事実はないわけでございます。ただ、しかしながら、今、先生お説の通りに、私の従来の言葉をとらえて、これはどうかと仰せられますと、そういうことになるわけでございますが、情勢は確かに大きな変化でござい

二六以上はむずかしいと考えておつたのが、二七・五、それも見込みでなしに、間違ひなくいける、こういう見通しが立ったわけで、その折衝の過程においてしばしば、国の財源の都合もあるから、これを交付税の中でまかなおう、それがだんだん皆さんの空氣に出てきて、それもやむを得ない、だろ、う、こういうことで、私がこの空氣に應じて、これもやむを得なからう、こういう変化でこれをきめていくということ、は、あなたが御非難に値することでもなからうではないか、こういうふうに思うわけであります。公債費対策の一つの行き方である。ただ申しわけないのは不交付団体には全く無関係な処理が行われるという点が、私としても、良心の上から大へん気がかりな事柄でございますが、一応この段階におきましては、これを交付税の中におい

てまかなおう、そのかわりに、二七・五％はゆめ間違わぬように処理してくれ、こういう態度に自分が出て参りますことは、非常に御非難を受けるには当たらないのじゃないか、こう考えますので、さような考えに至った次第でございます。

○小林武治君　今の問題ですが、これは私は、田中長官のために弁ずるわけではないが、実は、田中長官が自分ですういふ主張をされたのではありません。率直に申せば、三十三年度分かれこのような率にするのをあらかじめ決めておくことは、私としてはあまり賛成でなかったのです。そういういきさつから、これをどうしても率を萎えなければならぬなら、公債費も、三十一年も一応交付税でもって公債費をまかなって、従って、そのことがあまり

筋の違ったことじゃないことだと思つからして、これも処理するなら、処理することにするなら交付税の率を増す、こういうことにして賛成したいきさつもありましてこれはむしろ党の方でもってそういう方針を推し進めていって、田中長官の方もやむなくこれに順応してきた、こういういきさつがあるのでありますから、長官が今も節を変えたとか、言を変えたとか、こういうふうなことでもってお話があることは、少しお気の毒のように思いますので、その点を私に弁じさせていただきます。

○鈴木壽君　今、小林さんからも、いきさつのお話がありました、いきさつはわかりました。ただ、田中さん、あなたは、あのくらい公債費対策について熱意としかも努力を傾けた。しかし、まあ完全な格好だとは言いません

けれども、とにかくああいうふうな格好になって出てきた。そのあとの締めくくりについては、先ほど私が申し上げましたように、あなたのほんとうののこりに対する信念あるいは決意というものからして、大いに期待しておったわけでございます。だから私も、公

償費対策の点をこの今回の交付税の率の引き上げとからんで考えることはそもそも間違ひだ、こういうふうに思うわけなんです、そして、今あなたのお言葉の中には、交付税の中に含めて考ええる場合には不交付団体、国の責任で措置をしなければならぬと思うもので、すなわち、措置ができない面が出てくるわけなんです、これは、給与関係も、その他の義務教育費関係あるいは失対関係の費用で、地方で起債をもってまかなつた、そういうものに對しては、これは、

めんどうを見てやれない、めんどうという言葉よりも、国の責任において見てやれない、こういうことになる。ここにも大きな一つの不合理が出てくるわけですね。ですから、この問題はあとやめますが、あなたがみずから説を變じたものでもないようでございますけれども、あなたとしては少し弱かった、信念の土であり、勇敢な田中長官であるということに大いに期待しておったのでございますが、どうも少し弱かったという、まことに遺憾の意を表しておいて、一応関連質問でございますからやめますが、いずれあとの機会にまた一つやります。

○中田吉雄君　そうしますと、公債費の問題は、交付公債の利率については別だが、まあ解決したということになると、別個の立法ではないのですが、国が公債費に対して責任を持ったとい

いますか、国の財政の収支をバランスするために地方にやってもらったのをばらばらに責任を持ったということに理解していいのですか。そうしますと、まあどこにも出出したのだが、富裕団体は財政調整で不交付が出るということで、またた事務当局としては、単独立法よりその

方がいいというお考えですか。その辺はどうですか。それはやはり、そのお考えがなければ、まあ幾らになりますか、一・五分の、勤務地手当と両方あるんですが、その中の一部を取り出して、単独立法でやらずに、こういう形をとられたのが、富裕団体にはやらずでもいいとか、どういうのを知りませんが、それが公債費対策としてはいいというお考えですか。小林部長、どうなんですか。

○政府委員(小林興三次君) 公債費の

対策に對するやり方につきましては、私は、皆さんいろいろ議論があらうと思います。過去の公債費の元利金そのものを、別途の、国の補助金かもしれないが、そういう形でやるのが一つと、それから交付税を通じて流す方式が一つと、二つあらうと思ひまして、今年度の措置は、御案内の通り、いろいろ繰越金の財源に使ひたいが、交付税方式を使って公債費の始末をつくることにいたしましたのでございます。そこで、公債費の問題は、国の責任論をわれわれかねて主張してきましたので、それですから、これの始末のために、何らかの形で實質上財源をふやして始末をしなければ、始末にはならぬのではないか、そこは間違ひのないことでございまして、いずれにしろ、交付税をふやすか、あるいは特別の金をふやすか、その形は別として、何らか

の形で国が特別の措置をしてやる、これはもう絶対的な要件だろうと思うののでございまして、その方式が交付税の方式でいくか、特別の方式でいくか、こういう問題であろうと思います。

で、われわれの気持といたしましては、それは、公債費のつけ方にいろいろ

ろ議論があつたのも事実でございますが、さればといつて、非常に富裕な団体という、言葉は語弊がございますが、そういう団体にまで、そのための補給金をやる必要があるかということになれば、これはまた私は、別の議論が出てくるのでございまして、その前の起債でも、それによってやはり何らかの仕事を実はしているわけでございまして、非常に金のあるところは、別な形で金をやるということがいいか悪いかということになれば、やるにござい

たことはないという議論もあります
が、その必要もないのじゃないか。それよりも、むしろそういう財源があれば、財政の実態に沿うように、交付税的方式を通じて流した方がより合理的ではないかという議論が私は十分に成り立つだろうと思うのであります。そこで、今度の党のお考えは、むしろやるのなら交付税方式を通じてやった方が合理的じゃないかというお考えで、そういう前提で、ある程度率を上げようということが御決議の趣旨ではないか。われわれも、そういう御決議なら、それに従って措置をしてしかるべしと、こういうふう存じておるのであります。

○中田吉雄君　そうすると、これは、富裕団体でもどこでもやったのだが、財源があるから、財政収入と相殺して、行かぬようになったというふう

説明してもいいのですか、どうですか。

○政府委員(小林三三君) それは、交付税の算定を通じてやりますから、交付税の算定上この金額が当然計上になりますから、それで、富裕も富裕でないものも、財政需要額の計算の基礎になって参りますから、今おっしゃいましたような議論が成り立つと思いません。

○中田吉雄君 三税にリンクして、交付税がきまつておるわけでありますが、そうすると、今度の改正では、国の施策に伴って千九百何ぼですか、所得税を減税したことによって当然受けらるべき問題が、この税率では調整されていらないのです。そうすると、少くとも地方平衡交付金から交付税に変わった際には、ちゃんと一定にリンクして、下から積み上げるのではなく、きちんとして、もう当てがい扶持のようにして、毎年こういう問題で関係当局が保身するようなことを防ぐという趣旨で変つていくのですが、昭和二十九年ですか、平衡交付金から地方交付税に變つておるのです。そうすると、一千億以上ということによって起きる、二五%にしても二百五十億起きる、その筋論ですね、それは放棄したと、こういうことなんですか、事実上。

○政府委員(小林三三君) 今の議論は、われわれが本年度の交付税率をきめる場合に基本的に議論をした問題でございまして、国、地方の実際の税及びその他のことを総合的に考へて、政府として、党として、あの筋におきめになったのでございまして、われわれといたしましては、おきめになった線

に従つて、あの始末が一応ついたものだと思ふを得ないだろうと思ふのでございまして。そういう点も問題になりまして、おそらく今度の一・五%の率を上げる付帯決議に発展したものと、そういう点もあわせ考へて御決定になったものだと思ふのでございまして、おのれは考へておるのでございまして。

○中田吉雄君 そうすると、この付帯決議の公債費の処理及び勤務地手当の改正に伴うというだけではないに、原則論の意味も含めて、国税の大幅な減税に伴う分もミックスしてこれはやつてあるのですか。小林部長の御発言では、そういうふうになるのですがね。その決議を非常に善意に解釈してあるというが、それはもう不問に付するということでも、事実上は交付税の基本的な原則をじゅりんした、多数党である自由民主党さんが筋論をじゅりんされたということに私はやはりなるだろうと思ふのです。これはどうなんですか。

○政府委員(小林三三君) その問題は、結局この政府案で出してあります、二十六にしたいことがいかに悪いかと、これの根本論だろうと思ひます。これにつきましても、いろいろ議論があつたが、結局二十六でやむを得ないということ、政府は御決定になつて、衆議院もそれで御決定になつて、こちらへ参つておるのでございまして、本年度に関する問題につきましても、そういうことで、政府も党も、大体これはやむを得ないという御判断になったものだと思ふのでございまして。

○中田吉雄君 そうすると、解散はこの秋やるか、来年の春になりますか、

いずれ近いうちにあると思ふが、そうなれば、三十三算年度後にあると思ふれば、やはり選挙対策も含めて、さらに来年度も減税をやるとしよう、無理しても。そういうことで、またそれを受けて、筋論から減税のはね返りを自動的にふやせという主張はもう放棄する、こういうことになると思ふのです、いかがでしょうか。

○政府委員(小林三三君) これはまた、大きな問題になります、この御趣旨は、今日の状態を基礎にして、既往におけるいろいろな問題をこういう形で解決しよう、という御趣旨だろうとわれわれは考へておるのでございまして、もつと今日と違つた別の事態が起れば、もちろん、それに即応して、しかるべく考へらるべき問題が当然起るだろうと、そういうふうな存じております。

○中田吉雄君 それでは、ほかの何もあるようですから、私は、現段階においてという意味で、そういうふうな理に解されて、来年度また新たな情勢が起れば、原則論を主張し得る、この交付税の議論の当然の要求だということ、は、そういう意味で一つやつていただいて私は午後いいいたします。

○委員(本多市郎君) それでは、この際、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案に対する修正方申し入れの件についてお諮りいたします。速記をやめて。
〔速記中止〕
○委員長(本多市郎君) 速記を始めたい。御意見がまゝとりました。申入案を当委員会の申入

書として決定し、商工委員会に対して申し入れを行うことにいたしましたと思ひますが、この決議案文は、朗読を省略して御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(本多市郎君) それでは、これを当委員会の決議として、商工委員会に申し入れを行うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員(本多市郎君) 御異議ないと認めて、さよう決定いたします。
委員長より商工委員会に対して、ただいま御決定を願ひました申し入書を手交し、善処方要望いたします。

〔参照〕
決議
中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案の内容を見るに、火災共済協同組合については、地方公共団体が当該組合のために一定金額の支払を保証することを当然に予定しているやに見られる規定があるが、これは地方財政困難の実情に照らし、不適当と認められるので善処せられたい。
右決議する。

○委員長(本多市郎君) 午前はこれにて休憩いたします。午後は、一時半より再開いたします。
午後零時三十三分休憩
午後二時七分開会
○理事(大沢雄一君) それでは、委員会を再開いたします。
委員長が所用のため、暫時理事の私が委員長職務を行います。よろしく

お願いを申し上げます。
この際、交付税関係の請願の審査を行いたいと思ひます。ただいままで、交付税に関連のある請願が十二件、当委員会に付託されておりますので、法律案の質疑の間にはさみまして、便宜これらの請願の審査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○理事(大沢雄一君) 御異議ないと認めます。
請願第九百九十四号地方公共団体の財源強化に関する請願は、十一件を便宜一括して議題に供します。
まず、専門員より各請願の内容について説明を聴取いたします。
○専門員(福永与一郎君) 簡単に御説明いたします。
最初の第九百九十四号と、一つ飛びまして、その次の、三百五十四号の二件は、国税一千億円減税に伴う措置として、地方交付税の交付税率引き上げその他の措置を要望するものでござい

ます。
二番目の第九百九十五号は、山形県の町村は、新町村建設事業の重点的実施、災害等のために、本年度特に特別交付税の増額交付を切望するといふものであります。
その次の九百九十五号から以下九件は、地方財政再建のためまたは確立その他のために、あるいはまた、その方策の一つとして、交付税率の引き上げを要望するものであります。その要望の引き上げの額は、あるいは百分の二・八、あるいは二・八・五、二・八・〇五、あるいは二・八・一と、多少の段階はございますが、いずれも交付税率の率の

引き上げ等を要望するものでござい

す。
○理事(大沢雄一君) 次に、各請願に

対する政府の意見を聴取いたします。
○政府委員(小林興三君) 地方公共

団体の財源強化に關連する問題につ

きまして、交付税の交付税率改正は、

みなこれに連動の問題だと思ひます

が、政府といたしまして、できるだ

け請願の趣旨に従つて、強化する方

に力をいたしたいと存じております。

○鈴木壽君 關連して、小林さんにお

聞きたいのですが、この最後の二千

九十八号ですか、そこで、単位費用適

正化に關する件でございしますが、こ

れは、従来しは単位費用の改訂の

決定の仕方が、ほんとうの意味でのい

ゆる財政需要のそれに適合しないとい

ふうなことで、まあ僕らも少しは

要望されるわけなんです、この点、

自治庁として今どういう見解を持

つておられますか。こういう問題が

ございます。それで、今度の改正でも、

そういう趣旨で、従来から考えており

ました、そういう投資的経費等の不十

分な点を考えるとか、あるいは今度の

ベース改訂なり、それらの状況を考え

て、そういう意味の経費を考えると

か、その他いろいろ問題のあつた経費

を考えると、こういう仕組みでや

つたわけでございます。

○鈴木壽君 現在では、お話のよう

に、交付税の率がきめられ、ワタが

められた、その範囲内においてまかな

われるようなことだと思ひます。そこ

で、それはそれなりでやむを得ない

と思ひますが、しかし、こういう問題

を未解決のままに置かれておるところ

に、一つの地方財政の窮乏といひま

す、問題があると思ひます。實際

は、このような単位費用で見られたの

では困るというの、これは、具体的

に私は幾つもの例があげられると思

ひますので、そういう意味におきまし

て、これは急速に御検討をいただ

いて、単なる検討だけでなしに、それ

に伴うところの交付税の問題等、こ

も考えていくというふうにはならな

きやないかと思ひますが、そういう

点、今後どういふふうによつていか

るおつものか、お伺ひしたいと思

ひます。

○政府委員(小林興三君) これは、

現在のやつは、いつもこの各県の実

調査をいたしまして、その実態に即

するやうに、経費をしかるべく修正

いたしておるのでございます。だ

から、今後の問題は、むしろ現在や

つていひのか悪いのか、地方行政全般

の行政水準といふものを一体どう考

へて、現在の県市町村などの行政の

実態がどう考へても低い、そういう

面について、それを増強するために、

一般財源をどう増強していくかとい

ふ考え方で問題の展開をしていくべき

じゃないだろうか、そういうふう

に考へておるわけでございます。も

つとも、最後は、一般の税制の問題

とともに関連して、今のところ二七・

五に上げるというところによつて、過

去の従来の問題に一応のとめをさ

したというところになっております

が、基本的には、今申しますやうに、行政水準

といふもののさらに現状を把握し、今後

どう持っていくかといふ問題をさらに

検討いたしまして、この後今の財政

策を考へていきたい、こういうふう

に存じております。

○鈴木壽君 くだいようでございます

が、もう少し……。この問題は、こ

れはなかなかむずかしい問題だと思

ひます。今回、交付税率を引き上げる

問題につきましても、ちゃんと筋は通

つた主張であるにもかかわらず、これ

をなかなか実現できないといふような

こと、今後は、そういうものが解決

するおつものか、お伺ひしたいと思

ひます。

○政府委員(小林興三君) これは、

現在のやつは、いつもこの各県の実

調査をいたしまして、その実態に即

するやうに、経費をしかるべく修正

いたしておるのでございます。だ

から、今後の問題は、むしろ現在や

つていひのか悪いのか、地方行政全般

の行政水準といふものを一体どう考

へて、現在の県市町村などの行政の

実態がどう考へても低い、そういう

面について、それを増強するために、

一般財源をどう増強していくかとい

ふ考え方で問題の展開をしていくべき

じゃないだろうか、そういうふう

に考へておるわけでございます。も

つとも、最後は、一般の税制の問題

とともに関連して、今のところ二七・

五に上げるというところによつて、過

わめて少いところは仕方がないけれども、その他のところは、もちろん国家公務員の例の六・二と四のパーセントのあれを百パーセントにさせるようにする、こういうふうなお話であつたのですが、現在の地方団体の財政状態から見て、一%の引き上げだけで、果して給与のあれが万全にいくかどうかというのを非常に危ぶんでおるのでありますけれども、かりに、各県市で、金がないからできないというふうな場合が起つたには、これはどういふような指導をしていただけるか、その点について一つお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(小林興三次君) ベース改訂の問題でございますが、これは、われわれといたしましては、国家公務員に準じて、同じ方式でやり得るよう、財政上の措置としては十分にしているのでございます。今度の交付税法の単位費用の改訂というの、そういう点をみな精細に積み上げて変えてあるわけでございますので、一般的な財源措置といたしましては手が尽されておる、こういうふうにご考へるのでございます。ただ、あとの問題は個々の団体で、しからば現実の給与を掲げておいて、どういふふうに大体できるかという問題があるかと思ひます。私には、各地方団体におきまして、制度としては、もちろん新しい方式に全部切りかえるという事は、これは間違ひなく全部やるだらうと思ひます。ただ、その際に、個々の職員の給与の切りかえ措置というものが、まあこれは、それぞれの団体によって多少のちがひはありますが、ないか、こういう問題だらうと思ひます。

○政府委員(小林興三次君) ベース改訂の問題でございますが、これは、われわれといたしましては、国家公務員に準じて、同じ方式でやり得るよう、財政上の措置としては十分にしているのでございます。今度の交付税法の単位費用の改訂というの、そういう点をみな精細に積み上げて変えてあるわけでございますので、一般的な財源措置といたしましては手が尽されておる、こういうふうにご考へるのでございます。ただ、あとの問題は個々の団体で、しからば現実の給与を掲げておいて、どういふふうに大体できるかという問題があるかと思ひます。私には、各地方団体におきまして、制度としては、もちろん新しい方式に全部切りかえるという事は、これは間違ひなく全部やるだらうと思ひます。ただ、その際に、個々の職員の給与の切りかえ措置というものが、まあこれは、それぞれの団体によって多少のちがひはありますが、ないか、こういう問題だらうと思ひます。

ます。これにつきましても、少くとも切りかえの現状を基礎といたしまして、われわれは制度的に切りかえられ、これを期待いたしておるのでございすが、その際に、団体によって非常に給与費がかさばつて、どうにも動きがつかぬというふうなものがある場合にどうするかというところだと思ひます。そういうところがどうにも動きがつかぬというときには、それは、多少はしんしゃくをせざるを得ないというところですが、これはあり得ると思ひます。ございすが、しかし、これも、ほんとにどここの団体があるのかと言われと、われわれも、あり得るという程度の問題で、そういうことで一応これは行われるものだと考へておりまゝです。そうでなしに、むしろこの際、従来の給与が低いのを上げる問題とか、延伸をどうするかという問題をからみ合せると、話がやや逆になりまして、それは、かりにベース改訂をいたしましても、今後の給与費の状況で、多少普通の昇格、昇給をがまんせんならぬ場合もありましようし、そこらの点は、やっぱり切り離して考へるべきじゃないか、こういうふうにご考へるのでございます。

○占部秀男君 私、実は切り離してお伺いしておるわけなんです。というのは、金が苦しいときには、いつも一番初めにしわ寄せを受けるのは、給与費が何と云つても一番手つとり早いといわけ、しわ寄せを受けるわけなんです。そこで、現実、そういうような場合に、やはり自治庁の切りかえの指導といいますか、この前私、自治庁の切りかえについての準則の問題でお

伺ひしたのですが、そういう場合が、これは相当問題になつてくる。自治庁の指導によつてはどうかというふうな形が、自治庁がやるわけではないでしようが、それを利用して出てこられたのでは、これは非常に今度の給与改訂の趣旨とそぐわないものが出てくると思ひます。そこで、これは角田さんにお伺ひしたいのでありますけれども、この前、私聞いたときには、自治庁としては、切りかえの準則を出すか、あるいはまた、その準則を出さずに、いわゆる行政指導という形でいくか、いずれにしても、どちらかでないか、まだ検討中であるという御答弁であつたのであります。もう給与法もいよいよ通るのであります。従つて、自治庁として、どういふ形でいくかという事は、もうまとまつたと思ひますけれども、その点いかがですか。

○説明員(角田礼次郎君) ちょっと用語の不統一の点があるいはあつたかも知れませんが、準則と申しますか、行政指導と申しますか、要するに、今度の国家公務員の給与改訂に伴ひまして、原則として国に準じて地方公務員についても給与改訂をやる。ついでに、その場合における準則というか、参考となるべきものというか、基準といひますか、その辺は、言葉の使い方にちがひがありますが、要するに参考となる、これは、国のもののものが当てはまるわけにはいきませんから、準ずるという範囲内において、いろいろ参考となる事項を通牒によつて地方へ連絡をする、こういう考へ方を先般の委員会でも申し上げたと思ひます。どういふ事項につきまして地方へ連絡するか

といふことにつきましては、先般の委員会で、占部委員の御質問に答えまして、いろいろ行政部長から問題点を申し上げたと思ひますが、それらの点につきまして、その後いろいろ研究いたしておりましたが、国の給与法が今日日中には通ると思ひますが、まだ正式に通つておりませんので、今自治庁として、最終的にどういふ内容のものといふことを申し上げるのは困難だと思ひますが、大体先般の委員会でも申し上げたような点を十分考慮いたしまして、現在いろいろ案を練つております。

○占部秀男君 自治庁としては、問題が問題でありますので、慎重な態度で、ただその気持ちはわかるわけですが、やはり給与法が通るといふ以上は、ほぼ筋というものが大筋的に私にはできておるじゃないか、かように考へるわけですか。これは、そういう質問の仕方をするとか概念的になりますから、この前に確認を得た点について、私は、御質問したいと思ひますが、検討中であるというふうな点について二、三質問したいと思ひます。

第一に、給与体系の問題、給与表の問題なんです。七種類十三表という今回のあれで、率直に言へば、あのときも話したように、とうてい現在の県、市、特に中小都市では、これは当てはまらぬ。そこで、現在ほとんど一本表の形になつておるので、その形の中で、この問題は適宜に一つまとめてやるようにした方が現実合ふじゃないかといふふうな考へ方を考へておるのですが、その点の検討は終えたのですか。

○説明員(角田礼次郎君) 先ほどお断り申し上げましたように、最終的には検討中というお答えしかできないと思ひますが、事務的に現在考へておりますことをお許しを得て申し上げたいと思ひます。

先般の委員会でも、行政部長が申し上げました通りでございますが、私もとしては、やはり地方公務員の俸給表は、できるだけ種類を少くしたいといひます。特に、都道府県などは別といたしまして、市町村などの場合は、まあ非常に俸給表の種類をできるだけ少くしていきたい、こういう気持でおります。ただ、たとえば、研究職とか医療職というような特別な俸給表が今回国家公務員について設けられました趣旨は、給与制度の合理化という面であると同時に、実質的には、これらの職種の職員に対する給与の改善ということを含んでおるわけでございます。従ひまして、そういう特殊の専門職員に対する給与の改善という趣旨が、特別俸給表を使わないことによつて失われてしまふというふうな点になります。これまた、今回の給与改訂の本旨からははずれるという点になりますので、その辺のところは、たとえば、俸給表を使わない場合には、特殊勤務手当で調整するとか、現在これは税務職員について用いておりますが、そのほか資格基準等について考へると、か、そういうふうな方法でも用いて、できるだけ俸給表の種類は少くしていきたい、こういうふうにご考へておられます。

○占部秀男君 非常にけっこうな方向であると思ひますが、今の課長の言われた中で給与改善の問題があるの、その給与改善に見合うところの範

囲

圈内においては、最小限度でしようけれども、一応何か別表も作られるような気もするのですが、かりに給与改善の問題にしても、それは格づけの仕方いかんによつては相当変り得るので、これは、やはり一本表にまとめていただくことが、現在の自治体としては、戦場のいわゆる交流的な場面も相当救われるわけでありまして、各戦場も、そうした方向でいってほしいと思ふのですが、一本にするというわけにはいけませんでしょうか。

○説明員(角田礼次郎君) 私どもの気持を申し上げますと、原則的に用いるものと、それから用いないものと、それから必要に応じて用いるものと、そういう三本建ての考え方ではないかと、得ないのじゃないか。まあ全部これを一本でやらなければいかぬのだということまでではつきりいうことは、地方団体の自治行政の実態から見て、それまで強く言うことはどうか。特に研究職、医療職というような人々の非常な多年の要望で、こういう特別俸給表ができたわけでございます。むろん今、占部委員からお話しがありましたように、格づけの基準によつて運用のできる面もたしかございますが、必ずしもそれだけで尽せないものがあると思ひます。従いまして、まあ私もとしては、特別俸給表の中で、たとえば、税務職員につきましては、これは用いなくていいのじゃないか、それから研究職、医療職については、絶対に地方団体では用いることが不適当である、全部一本にしなければいかぬということまでではちょっと申し上げにくいんじゃないかという気持でおります。

○占部秀男君 今の原則的に用いるものと、それから標準的に用いるものと、それからもう一つありましたね。○説明員(角田礼次郎君) 必要に応じて。○占部秀男君 そこで、そういうふうになりまして、これはまあ逆に言う、確かにこの表は、一本表でなければならぬというきめ方は、自治庁の立場としてはできないと思うのですが、結局それじゃ、原則的に用いるもの、併用をするか、あるいは一本表でいくかというふうなことは、それを採用するかいかんは、各自自治体の自主性にまかせる、こういうところを前提に置いて、こういう形をとられると、こういうことになるわけですか。

○説明員(角田礼次郎君) その通りでございます。【理事大沢雄一君退席、委員長着席】○占部秀男君 なお、それに関連して、今、都道府県の場合と市町村の場合、ちょっと場合は違ふというお言葉がございましたが、この言葉の中には、都道府県の給与表の扱いと市町村の給与表の扱いと、分けて考えるというよりな流れにあるように感じるので、その点はどうかというふうなお考えでしょうか。

○説明員(角田礼次郎君) 従来、県の場合と市町村の場合、法律の建前においては、実は国家公務員に準ずるといふ点は、これは変りないわけでございますが、実際のこの給与制度の運用技術的な面におきましては、かなりまあ違った面があると思ひます。たとえば、市町村の場合におきまして、たまたま定議づければ、研究職の俸給表の

対象になるものがあつたといつたしましても、それは非常に少数でございまして、ましようし、そういうものが他の職種との、何といひますか、戦場との間に人事交流が全然途絶しているとか、そういうことがない。始終動いていて、土木の技術者がたまたま研究所に行つてみたり、そういうふうなことを考えますと、特別俸給表をかりに大府県などで用いるといつたしましても、市町村の場合などは、特に小さな市町村あたりでは、そういうものは用いる必要がないんじゃないか。こういう気持で申し上げたのです。

○占部秀男君 そこで、なお俸給表の問題で、最後に念を入れておきたいのですが、政府の方は、例の労務技能職ですか、別表を作るわけですが、地方公務員の場合は法律関係を加えた……、合同審査のときに言われておるようにならう、この点については、そういう考えはもう持たないでやつていくということになるわけでございますか。

○説明員(角田礼次郎君) 先般の委員会で、いわゆる単純労働者につきましては、これは、法律の建前が一般行政職員と違ふ、原則として公営企業法の規定に基づきまして、条例では非常に簡単な事項だけをきめまして、あとは団体交渉できめると、こういう建前になつていて、このことを申し上げたわけですが、そういう意味から申しますと、私どもの方で準則とか基準を示す場合においては、こういうもつぱら団体交渉によつて決定する職員につきまして、私どもの方で基準を示すといふことは、従来やつておりませんし、法律の建前も、そういうふうに私どもは考えております。

○占部秀男君 第二にお伺ひしたいのですが、この前の合同審査のときにも、まだこれは研究中であるといふことで、はっきりした結論は出ていないわけでありまして、この俸給表の中、各等級の号俸の適用の問題です。これは、あの場合にも、中央と地方との現実的な差というものの、姿の違ひといふものを具体的に説明して、一応自治庁の方からは、それに即したような方向でこれを作りたい、このようなお話でありましたが、その後この問題について結論的……まあ最後の結論でなくともけつこうですが、何か結論的なものが出ていたら、教えていただきたい。

○説明員(角田礼次郎君) この問題につきましては、都道府県と市町村と事情が違ふのじゃないかと思ひます。都道府県は大体、この前も申し上げましたように、大きな府県とか、小さい府県、そういう分け方はしないので、都道府県は一本で俸給の制度を考える場合には考へる。しかし、市町村というところは考へますと、これは非望に規模の大小がございまして、そういう考へ方は必ずしもとれないのじゃないかと、そこで、都道府県、市町村の場合でも、多少現実違つて参りますけれども、考へ方の筋だけを申し上げますと、国の等級の分け方は、やはり国の行政組織というものを前提に置いて分けておると思ひます。それからまた、実際の国の職員の号俸の分布状態あるいは任用の実態とか、そういうものを現実の中へ入れて、そういうものという俸給表を作つておる。それで、地方団体の場合は、これは、そういう国の等級構造の前提となるいろいろの今

申し上げたような条件が、国と必ずしも一致してないといふ、そういう意味におきまして、たとえば行政組織の面におきましては、非常に国の場合には役づきの職員が多い。百人のうち半分近くがいわゆる役づき職員、地方の場合では、地方の場合といふと府県の場合ですが、百人のうち二十人ぐらいが役づき職員である。そういうようなところで、実際に役づきになるチャンスも非常に少ないわけでありまして、それからまあ例の定年制の問題とも関連いたすわけでありまして、新陳代謝が非常ににくいというふうなことから、号俸の分布状態も国の場合とは非常に違つておると思ひます。それから任用面におきましても、府県あたりだといふに雇用人と吏員というものは、はっきり昇任試験で厳重に区別しておる。国の場合には雇用人から官吏になる場合には、比較的競争試験などという方法を使つていく、従つて地方の場合には比較的区別がはつきりしているというふうなことから、任用制度との関連も考へる必要がある、そういうような点を考へる必要は、一口で言へば地方団体の実態のうち、少くとも合理的と認められる実態は認めていかなきゃいけない、ただ、まあ率直に申しまして、地方団体の過去において特別の一斉昇給などをやつていたために、非常に頭打ちが多くなつていて、こういう要素は、これは国に準ずるという建前からいって、そういうものは、実態は別として、そのまゝ合理的なものとかばかりにも言えないと思ひますが、しかし多くの場合、今申し上げたような理由で、合理的にいろいろ

る国と実態が変っているという面は、これは私どもは十分先ほども……、準則等におきましても考慮しなければならぬという点じゃないかと考えております。

○占部秀男君 最後の結論が出てないというお話なので、これは非常に言いにくいことになるわけですが、このわれわれが心配しておるのは、国と、今課長が言われた地方の実態といえますか、この姿の違いが、国の等級をきちんとやるといふことを、押しつけられる、押しつけられるという言い方は少しおかしいかもしれません、まあ準用という言葉は強いてやられるということになると、これはどうしても煩雑あるいは不合理、矛盾というものが出てくる、こういうことなん、その矛盾、不合理がないという形がとれば、これに越したことはないわけですが、なかなか今の給与の内容から見て、あれを相当根底的に、根底的にいうか、ある程度いじらなければ、そういうことはなかなかできないという点では、国の俸給表を押しつけることに重点を置くんじゃなくて、地方の実態をまず浮き上らして、それとまあ準用するという形ですから、そういうふうな考慮を参考的にやってくんだと、こういう立場に立っていただかぬと、この問題は解決せぬと私は思うのです。従って、そういう点についての課長の御見解を一つ伺いたいと思うわけですが。

○説明員(角田礼次郎君) まあ私どもが準則とかそういうものを示す根本の立場というものが、国に準ずるという

ことが法律の建前になっておりますので、そういうことが、まあ実は示すことと自体の根拠にもなっているわけなんです、従いまして、私どもの立場として、国に準ずるという根本の立場は、やはり変えられないわけでございます。ただ、先ほども申し上げましたように、準用という言葉そのものに示されるように、当然ある程度のモディファイというものはあるはずであります。そのモディファイというのは、それぞれの団体のそれぞれの実態そのままだというところになります、これまた全国的な基準というふうなものを私どもが示すことは不可能というところになりますので、まあ先ほど申し上げましたように、共通の合理的なモディファイというものについて、これは私どもの立場として、国に準ずる建前の範囲内において示すことになるんじゃないかと思っております。

○占部秀男君 第三に、これは別のあれですが、お伺いしたいのですが、この前のときに、時間がないので実はふれなかったのですが、初任給とか昇給であるとか昇格の基準の問題については、やはり地方々々の姿があつて、もちろん国の姿から全然切り離れた形でどこでもやってないけれども、それぞれのローカルな特殊性があるのです。そういうものが今日実行されておるわけですが、これらの初任給、昇給、昇格の基準の問題については、現行の規定というものを出発点として改善をはかってもいいというふうなわれわれ考えておるのですが、この点についての自治庁の方針はどういうふうにお考えになっておりますか。

格の基準を含めまして、給与制度の運用につきましても、国に準ずるといふ根本の建前をとつておる、現実には御指摘のように、多少団体によつて違つておる面もあるわけですが、そういう違つておる面につきましても、私どもとしては、従来そういうこまかいことまでいいとか悪いとかいうことを申し上げたことは一度もございませんし、今回の場合でも、一応国に準ずるといふ建前でやつてもらうというところで、それ以上どうこうというふうな気持は、ただいまのところ持つておりません。

○占部秀男君 これは一般の職員ではないのですけれども、臨時職員の給与改善の場合ですね、これはやはり臨時職員とはいへ、御存じのように各県市では自治庁の方とも話し合つて、準職員にしたりいろいろと給与あるいは身分の保障をはかつておるのが現実の姿です。これについても、臨時職員の方の給与の面につきましても、一般職員と同様の改訂についての措置が講ぜられることが私は正しいと思つて、そういう点は、今度自治庁の方としての考え方を待つておられますか。

○説明員(角田礼次郎君) 臨時職員の問題につきましては、昨年八月でございましたが、自治庁次長からの通知をもつて、地方団体に対してできるだけ定数の中に繰り入れるようにと、それから定数の中に繰り入れられるまでの間におきましても、できるだけ一般職員に準じて待遇の改善をするようにと、こういう指導をいたしております。なお、臨時職員という不合理な制度は——これは臨時職員というのとは不合理である、新規採用はしないようにと

いうこともあわせて申しております。今回の給与改訂につきましては、昨年八月の通牒に示した考え方をそのまゝ……、別に要する必要はないと思つて、ただ、地方団体におきましては、その後の通牒が契機になりまして、非常に臨時職員制度はいろいろその他の改正によりまして漸次一般職員に近づく待遇改善が、臨時職員について行われております。そういう方向というものを一段と推進して参りたい、今度の給与改訂についてはそういう考え方でありませう。

○占部秀男君 これは小林さんにお伺いしたいのですけれども、今の臨時職員の給与の改善問題なんです、私は見そこなつたかもしれないんですが、今度の地方財政計画の中には、臨時職員の独立した改訂分というものは見込まれてないような感じがするのですが、それはなかつたんですか。その点一つ。

○政府委員(小林三三君) これは、金額はもとままになっております。特別に増額になっておりません。○占部秀男君 一般の職員は、今度の地方財政計画の中にも改善措置がとられておつて、臨時職員の分については、そういう同様の措置がとられてないというのは、何かそこを考へてあつてやられたことですか。

○政府委員(小林三三君) この臨時職員については、これはかねてから御意見がありました通り、一般職員に切りかえるべきものは切りかえた方がいい、ほんとうに臨時的な職員は別として、普通の一般職員と変らないものについて、ああいう形で採用すること、はもうやめさせようというものが、自治庁の基本的な考え方でありまして、各

団体にもその趣旨を連絡して、現在は、それは一挙には財政上の関係もあつてできませんが、遂次その転換が行われつつあるのでございます。そこで、そういう数字もありますので、そのかわりに普通のものは、総額として元のままにしておいて、そういうものの振りかへ等は、財源として同じような措置ができる、こういう前提でそういうことにしてあるわけでありませう。

○占部秀男君 そうしますと、切りかえて欠員ができた、あるいはまたやめて欠員ができた、そういうふうなものの給与のあれというものを、昇給に充てる、改訂に充てると、こういう考え方です。

○政府委員(小林三三君) 財政計画の上ではそういう考え方でございます。

○占部秀男君 これは、しかし、一応自治庁としてはそういう考え方でも、地方へいくと、やはり財政計画の中に地方のあれがないというところ、何かやばりこれはそのまま放つておいてもいいのじゃないか、こういうふうな知事あるいは市長さんが出ないとも限らないのです。で、そういう点については、今度の、これは角田さんにお伺いするのですが、何かやはり行政指導の中でこういう点はうたつてもらえるのですか。

○説明員(角田礼次郎君) 今の問題につきましても、三月に庶務地方課長会議、財政主管課長会議を開きましたときに、さうな考え方を申してあります。

なお、財政運営通達というものを毎年出しますが、その中において、その趣旨のことを触れるつもりであり

ます。

○占部秀男君 それからもう一つ。一般の県や普通の、と言っちゃおかしいですが、大都市、中都市というような場合には、これは割合に問題がないと思います。小都市や町村にいきますと、今度の切りかえがなかなか切りかえを行わないという場合が、私は過去の経験からして、起るのではなかろうかと思うわけです。元来町村あるでは小都市は、それぞれの歴史があってしょうけれども、この前、小林さんにもお話ししたように、国家公務員のベースから思えば、低いところがほとんど多いわけですが、その上に、そういうような低い市町村では、また逆に切りかえというか、改訂というか、そういうものを渡す傾向が、これは財源関係からかどうかはわかりませんが、非常に強いように私は思うのですが、今度の場合に、特にそういうような小都市、町村については、この切りかえは当然しなければならぬという形の指導をはっきりとしてもらいたいと思うのですが、そういう点について特に自治庁の方として考えられておることはいらないですか。

○政府委員(小林興三次君) これは、今度の切りかえの措置につきまして、先ほど課長の方からお話がありましては、通りの一般的な何らかの連絡をいたしますが、市町村に関して特別にしないか、いや、しろというというようない趣旨のことまでこつちで申すのもいかかと思うのでございます。で、実際問題といたしまして、私は切りかえそのものにつきましては、御心配になるように新市町村については全然やらぬということがあるかということ

は、私は全然考へられないのじゃなからうかと思ひます。それから、ただ、制度はもちろん切りかえますが、あとの個々の格づけやその他については多少のあんばいというものはあり得ると思いますが、制度的な切りかえというもの、まず心配は私はないのだらうと、こういうふうに考へております。

○占部秀男君 実是小林さんの言われるような方向でいけば、われわれも何の心配も要らないのであります。もうすでに兵庫県下やそれから二三の県下の町村の方から、町村長は、たとえ国はやってもこつちは金がないのだからやらぬのだという意思表示をした所が、現実の問題として出てきておるわけです。これは先ほど大臣に伺ったときに、昇給ストツプの、何といひますか、復元ですね、そういうような問題はとにかくという形ですから、われわれもそれを、そういうような過去の問題を言っておるわけではないのですけれども、過去が悪い上に加えて、今度の改訂をしないというようなことになる、これはもう町村の職員は生活できなくなるので、この点は特に嚴重、という言葉はおかしいのですけれども、改訂はどうしてもしてもらわなくてはならないのだということを、そう

いうような町村には啓蒙的に、積極的な指導をしてもらわなくちゃならぬと思うのですが、一つ緊要一番やつてもらうようなわけにはいきませんですね。具体的な機会を作つてですな。

○政府委員（小林興三次君） これはまあ制度改正に伴う措置でございますから、その趣旨は、すべての法令を問わず、趣旨が十分に徹底するようには考えたいと思います。今度の問題は、そ

ういゝ趣旨で考えたいと思います。それから金が足りないというのの標本は、再建団体であらうと思いますが、再建団体等につきましては、どうせわれわれから県の方にそれぞれ相談があらうと思いますから、そういうような場合におきましては、もちろん普通の切り換えはやるように、十分配慮をいたしたいと思います。

○鈴木壽君 今回の決議に現われておるような、二七・五というふうになった場合に、どの程度の増になりますか。

○政府委員（小林興三次君） これはまあ来年国税三税がどう伸びるか、という問題を含んでいます。かりにこういう本年度通りの額といたしましても、百八億円ふえることとなるのでございます。

○鈴木壽君　これは率の引き上げだけで百八億でしょう。

○政府委員（小林與三次君）　そうで
す。

○鈴木壽君 一・五％引き上げられの
で百八億、いわゆる三十一年度のよう
な、税の伸びによる分が見込まれない
額ですね。

○政府委員(小林興三次君)　そうで
す。

○鈴木藤君　あなたの方の見当として、来年のことは鬼が笑うかも知れません、一つの程度と考へておられますか。

○政府委員（小林興三次君） 来年の問題になりますれば、第一番に三十一年度の、つまり自然増の繰り越し分がございまして、これはほとんど数字的にはまだ確定しておりませんが、百億事実は確定しておるわけですが、百億

当然と云ふだらうとわれわれは考へております。そのまま精神分が当然にふえます。それからとは一般の国税三税の伸びでございまして、これはちよつとわれわれも見当がつきかねますが、全然ことしと同様であらうとは考へられないことであらうと思います。

○鈴木壽君 これは三十三年度のことで、すから、的確に額をつかむわけにはいきませんが、およその見当で、率の引き上げによって二五%のときと比べて三百五十億程度伸びるのじゃないかと、私見当をつけてみました。これはまあ今言ったように、その百八億の分は、きわめてこれははっきりしますけれども、それ以外の分については推定があるわけでございますから、正確な数字とは申しかねると思うのです。ただ、そういうふうに一応三百五十億程度というふうに押えてみた場合に問題になるのは、先ほど午前の部の委員

会でも論議されましたところの公債費の対策の問題ですね、こういうもの、それから給与に伴う増、そういうものを見込まれると、二七・五％にすべきだという決議になるのでございますが、実質的に三十二年度よりそんな程度、地方でそれ以外の費用としてどの程度行政水準の引き上げとか何とか、そういうことで使えるかという数字ですね、今言ったように、公債費の分を押える、それから給与関係のそれも寄せた場合に、総括してみます場合に、ほとんど使いどころがなくなるのじゃないかというふうに考えるのですが、この点どうでしょうか。

○政府委員（小林興三次君） これは、結局来年度の収支の見通しと、収支に対する国のいろんな財政上の対策の問

○鈴木壽君　まあ、私心配しますのは、これはさきにも申しました通り、私の推定がたくさん入っておる数字でございいますから、これを基礎にしてどうのこうのと言えないことは、私自身もわかっておりますが、そういう前提を立てて、不確定性の数字の推定でございいますが、そうしますと、今言ったように、私、公債費の問題は、給与関係等において相当な額が、今年度と変らないだけの額が寄せられなければならないとすると、せっかく上げて、実質的に地方が多少とも投資的な経費なり、その他行政水準の引き上げのために使うという金がきわめて少いのじゃないか、こういう心配を持っておりますので、結論として申し上げたいことは、どうも二七・五％じゃ足りない

いのだ、こういうことなんでございませぬ。いづれこれは今申しますように、私自身もはつきり自信を持つ数字を正確につかめませんからわからないこと、将来のことの心配だけに終るわけでございますが、これは先ほど大臣と会って、私と大臣との間に話をしました、私はやはりあなたの方の立場としては、交付税本来のやはり考え方と立ってものを考えていっていただきたい。情勢がこうなつたからやむを得ずこういうふうにするのだとか、あるいはこういう考えを持っておつたんだが、今度は変つてきたんだというふうなこと、でなしに物事の処理に當つていただかないと、率は上つてさあ喜んでみたものの、しかし、実質に何もつかめない、こういうことになつてしまふのじゃないかと思ふのです。こういう点、あなたにあまりこういうことを申し上げても、あるいは悪いかもしれませんが、一つ財政部長としての立場から強く主張するところははつきりしていただきたいというふうに考えるわけでございますが、今後のこういうふうな問題について、どのような御決意をお持ちになつておられるのか、念のため聞いておきたいと思ひます。

あらゆる場合にこれは貫くことを考えなくちゃならない、こういうふうに存じております。

○鈴木重雄 大臣が見えておればもつと言いたいのですが、これで……

〔委員長退席、理事小林武治君着席〕

○中田吉雄君 建設省の方において願ひまして、大臣においでになつてからと思つたのでございますが、大へんお待ち願つたので、私こういう角度から御質問申し上げるわけであります。

地方財政の問題は、交付税だけで、まあ一本で解決できるものでなしに、広範な関連で解決しなくちゃならぬ、われわれは不満ですが、幸い来年度からは地方交付税の税率を二・七・五にしていただけ、しかし、なお衆議院の付帯決議にもあるように、直轄事業の分担金その他いろいろ問題がある中で、これはむしろ自治庁と大蔵省の問題かと思ふのですが、分担金と最も関係の深い建設省の方では、この結論から申しますと、私は国がやつておられるような直轄事業のような非常に工事費の多いものを、四分の一なりそれぞの負担率で負担させることが妥当なのかどうか、いろいろまあ直轄河川の改修事業に、昭和三十一年度以降は再建団体の十分の一、その他の団体は四分の一、あるいは直轄河川の維持については二分の一で再建団体は十分の四というふうな地元負担を非常に多く持たせることがどうか、これはまあ結局自治庁と大蔵省の問題になると思ふんです。そういうことも、今後交付公債の利率の引き下げ等もからんで、問題になるのでございしますが、特に伺ひたいのは、この分担金の関係、地方

公共団体にこの負担を配分する際の基準の仕方ですね。たとえば利根川の改修にからんでこういうものをどういうふうな配分の基準でやつておられるか、配分の実際の利根川改修のあの関係府県の割当ですね、割当の仕方、そういうことは、公平にやられてゐるかどうか、どういう基準でやりになつてゐるかどうかということをやまず伺ひたい。

それから、私の負担のことは不案内ですが、これはやはり受益者負担というふうなことが中心なのか、あるいはもし全額国庫負担ならば、もう政治力の強いような所がほとんど取つて、少しぐらい負担させぬと抑制作用がないというところもあるんじゃないか。一体これは受益者負担ということですか。野放図もなしに政治力のあるような所が、全額国庫だからもうやりはうだいやつた方がいいというふうな、そういうことを抑制するようになつていようか。それは大体どういう意味でこの地元負担というものがなされてゐるのか、このことについて一つお聞きしたいと思ふわけでありませう。

○説明員〔美馬都夫君〕 それでは建設省でやつておられます直轄事業の負担金につきましては、川とか道路とかいろいろございしますが、私は川の関係でございします。川の関係につきまして、ただいま御質問がありました点についてお答えいたします。

最初にこの負担のかけ方の原則でございしますが、私も直轄河川の改修につきましては、これはまあ一般の河川改修の場合とか、あるいは砂防工事の場合とか、あるいはダム工事の場合等によりまして、工事の性格によりまし

ていろいろ考え方も変わつてくると思ひますが、まず今問題になつております利根川の改修工事でございますが、こういう川の改修工事につきましては、私も根拠をいたしておりましたが、河川法の考え方は、あくまでも地先主義を原則にしておるのであります。そして特に川の改修工事におきましては、利害の影響するところにはなはだ大きいというふうな場合につきましては、これは建設大臣が工事をお互に分けておつておることにいたしておるわけであつて、一般的には、先ほど申し上げましたように地先主義でありませうが、特別に、たとえば利根川——この原則をやつておられますのは現在では利根川と瀬田川の二つの川についてでありますが、最も大きいこの利根川につきましては、今申しましたように、上流から下流に至るまで一本にしていろいろ考えなければ利害の影響するところが非常に大きいという考え方をもちまして、新しい方法をとつておるわけでございます。それでは一体利根川の治水分担金のかけ方はどういふふうになつておるかというところでございしますが、これは簡単に申し上げますと、大抵現在のやり方は、昭和十四年に利根川の増補工事というものがございまして、このときに関係各府県の負担しなればならぬ率をきめたのでありませうが、このときのきめ方は、おおむね地先主義の原則によりましてきめておつたのであります。特に利根川につきましては、昭和二十二、三年ごろに大洪水がありまして、その結果、利根川の改修計画もいろいろ規模が變りまして関係で、当初予定しております流

域とか、あるいははんらん区域あたりが非常に変つてきましたので、この各府県の分担率も最近検討しなければならぬというふうな事態が生じてきたわけでございます。こういう新しい事態がございましたので、いろいろ関係各府県、あるいは自治庁等と相談いたしました結果、一つの新しい分担の方法が利根川についてできたわけでございますが、その考え方は、簡単に申し上げますと、川の改修の事業費を単独費と共同費と、こういうふうな考え方の方で分けております。単独費と申しますのは、たとえば堤防のかさ上げであるとか、あるいは護岸とか、水制とか、そういうその施設をした場合に、その施設をやつた方側だけが受ける、まあ利益がある工事でありまして、こういうものを単独工事というふうにいたしました。もう一つ、共同費というものを事業費の中に考えまして、この共同費は、たとえば川の掘さくであるとか、浚渫であるとか、そういう両岸に共通する要素を共同費というふうな考え方をとりまして、この単独費につきましては地先の府県が持つていくという原則をとり、共同費につきましてはこの利根川を上から下まで一つの利益を受ける、お互ひに利益が相關しておるというふうな区域を三つに分けて、その三つの区域につきましてはこの共同費はすべてチャンポンにいたしまして、この関係府県が受益率によつて按分して分けていくという方法をとつております。この受益率と申しますのは、じゃ何を根拠としてやつておるかと思ふと、この関係ある一つの受益地域、言葉を変えて申しますと、これは想定はんらん区域と申しております。

が、川が切れた場合にそこまで水が及ぶという区域を想定いたしました。その区域の固定資産額というものをとりまして、その固定資産額の比率をまあ受益率というふうな考えでやっております。この二つの考えを中心にしたしまして、先般利根川関係の治水分担金を関係府県と協議いたしまして決定して、三十一年度からやっておりますわけでございます。現在川の改修につきましては、こういう利根川の例をとっております。利根川と、それから近畿方面に瀬田川というのがございますが、その二つでございます。その他ダムであるとか、あるいは砂防工事であるというふうなものは、工事の性格によりまして、たとえばダムで申しますと、ダムを設置した地元府県だけに分担金をかけるのは、これは非常に理屈に合いませんので、下流お互いに持ち合いの方法をとっております。大体考え方は、今も申し上げましたような川の方と同じような方法をとっております。

それからもう一つのお導ねでございますが、分担金は受益者分担金かということでございますが、ただいま申し上げました分担金は、これは河川法に基づきまして、当然負担しなければならぬ負担金でございます。河川法にいわゆる受益者分担金——これは受益がはつきりしたものが持たなければならぬ——受益者分担金とは別途のものであります。以上簡単でございますが……

○中田吉雄君 道路なんかどうなっておりますか。道路なんか教府県にまたがって、たとえばです、関門トンネル、最近建ておるのですが……

「理事小林武治君退席、委員長清席」

○説明員(三橋信一君) 道路の問題でございますが、関門国道につきましては、かつては、直轄事業として国でやっておりましたときは、山口、福岡両県で折半で分担いたしておりました。それが有料道路になりましたからその問題は消えたわけでありまして、関門につきましてはそういう状況になっております。

○中田吉雄君 この負担のさせ方はわかったんですが、どういふわけでこの国と関係府県だけが持つかという……河川法には規定がしてあるのですが、それはやはり受益ということなんですか、どうなんですか。実際はそういうふうにかけるようになった原則というものは、自治庁の方でもよい、それは受益者負担というのを河川法に規定してあることはわかります。自治法に言う分担金と違いますが、これはわかるのですが、一体これは受益ということなんですか。

○政府委員(小林興三君) これは結局まあそういう仕事についての、事実上、国と地方との負担関係をどうするか、こういう事柄だと思っております。今の普通受益者負担金と言っておるものは、そういう個人等を対象にした、法律上、当然きまつた負担分以外で、特別の受益のあるものをやるのを受益者と言っております。だから、法律上の受益者負担に入らぬと思つて、何がゆゑに県負担をさせるかということでありまして、そういうことになれば、やはり地元の地方団体に受益があるからほかの団体に負担させずに、地元の団体にある程度負担させるということに、やはり基本的には受益という觀念が頭にあって、当該団体にだけ負担させるということになるのだらうと存じます。

○中田吉雄君 その前に、道路の問題ですが、私もそういうことが原則で、やはり受益者が、国と府県が分担する受益の度合いに応じて、ということだらうと思うのですが、たとえばこういううわさを聞くのですが、これはどうなんですか。東京に長野から出るのには、どこかの道路で一番受益をするのは長野のリンゴ生産販売業者だ、ところがそこに至る国道のその分担金というものは全然持たないのです。それはどの道路でしょうか、そういうことを、私直轄事業の分担金を調べる際に、いろいろこういうケースもあると、私具体的にはその道路を不案内なんです、どこでしようか、長野がリンゴを東京に運搬して一番受益するが、ところがそれをやはり維持、改修、補修したりするのは、その関係の受益の薄い所がみな持っている、こういうことが言われているのです。それは一体どの道路でしょうか。

○説明員(三橋信一君) ちょっと国道でどの道路かとおっしゃられますけれども見当がちょっとつきかねますが、おっしゃる所は、おそらくは国道十八号線ではないかと思つております。

○鈴木壽君 どこから出てくるのですか。東京からどう行くのですか。

○説明員(三橋信一君) 高崎から直江津まで参りますのが、国道十八号線でございます。この道路は、高崎を起点といたしまして上田、長野、高田を通りまして、直江津へ行く道路でございます。

ます。あるいはこれではないかと思われませんが……

○中田吉雄君 私がこういう質問をしますのは、これは衆議院の決議にもありますように、直轄分担金に対する交付公債というものが、地方財政にもう大へんな重荷になっているのです。これを何とかせぬと、特に関係府県はもうにもならぬ、そしてそれがまた全然そのない所にもそのしわが寄らざるを得ぬ、まあこういうことがあるのです。建設省の方は御案内でないかと思つて、たとえば千葉県のときは三十一年度末の交付公債の現在高が十九億六千万あって、千葉県はたしか十六億くらい赤字で再建団体ですが、ね、こういう問題が解決すれば簡単に……千葉県が十九億六千万、埼玉が十二億四千四百、茨城が十九億四千七百、栃木が十一億九千八百、新潟が十二億一千四百、こういうふうな直轄工事の、これは農林省、運輸省、建設省三つの合計で、ほとんどこれらの県は千葉県のときは再建団体に指定されている、赤字の額をもう三億も上回っている、こういうふうな状況でそういう果がまあ十数県あるのです。それがまた他の県の財政に波及するというものになりまして、三十一年度末の三百五十億からある交付公債は、これは根本的に検討する段階になっているのです。ですからやっぱり私は河川法やいろいろな関係法規で分担させることに、四分の一なり十分の一なりなっておりますが、これはやはり受益者負担——あるいは有力議員等があつて、地元の負担がないということになる、無制限に持つていくということになる、無制限に持つていくというのをコントロールする作用も間接的にはあると思つて、受益者負担だと思つて、そうなる、やはり建設省とされは、経済効果というものの、ほんとうにはならん、河川を修理して、一帯関係府県の経済効果というものを厳密に査定して、私は、その想定はならん面積というふうなことで——なるほどこれは簡単にかけられると思つて、それで果して受益者負担というところで経済効果にほんとうに比例した負担になっているかどうか、非常に疑問だと思つて、ですから、その額をどれだけにするか、それを交付公債にするかどうかというふうなことは、お宅の問題ではないと思うのですが、やはりダムを建設したり道路をつけたら、あるいははならん、河川を改修したりすることによって生ずるこの経済効果というものは、何らかの仕方では、科学的に出していただいて、そして関係府県がバランスの取れたような、負担するなすというのをやつてもらわにやいかぬと思つて、たとえば今関門トンネルということをやつて、有料道路になったからいいもの、山口と福岡の取り入れ口だけが大体受益者負担というのは、トラック輸送が今日のようになっている際に、あそこ関門トンネルを通るのは山口と福岡だけじゃない、最大の受益者はそこだと思つて、もつと鉄道輸送にかかわるくらい長距離トラック輸送が興れば、これは受益の範囲が変つてくる、私はそういう点でも、すでに有料道路になったからいいもの、もの、かつて負担したものでない、非常に問題がある、そう頻々大きくはないと思つて、とにかく関門トンネルを山口と福岡だけに受益者負担

で持たせるとはいえ、トラックは私はそれだけじゃないと思う、通るのはもつと中国あるいは北九州とか相当多いと思う。そういうことですから、やはりこれを持たせるからには、建設省とされては、自治庁や大蔵省が適正な措置ができるような、直接の担当省です。それから、経済効果というものを、私は、今後一つやってもらわぬと、まあこの利根川関係は、だいたい負担のアンバランス等もあって、去年ごろですか、だいたい調整されたようですが、とにかく十数億、一番少ないところで十一億くらいから二十億近いんです。利根川改修の地元負担をさせられておるということですから、一つこれは、工事はますますやっていたらだかなくてはならぬのですが、実際関係府県が東京のためにやっておるというふうなことを言っておる人も多いのです。一つむずかしい問題だと思ふのですが、私は、特に利根川等の改修費を、分担金をどう持たせるかというには、ほんとうにどういう形で受益がはね返ってくるかというところを見ていただきたいと思います。したがって、ただいま御説明いただいたようなことですか。

○説明員(義馬都夫君) 利根川の分担金につきましては、三十一年度から、新しい受益率を加味した方法によりまして、今年、三十一年度の利根川関係の受益者分担金がたしか四億五、六千万、関係府県にかかっていることになっておるはずでございますが、その中で、千葉県が、お説のように、非常に今までの地先主義のやり方ではないかと、アンバランスなやり方を受けておったので、これがたしか、今回の新しいやり方によりまして、五千万円程

度は軽減されるというふうに私記憶しております。で、今やりました新しいやり方が、私も、もちろん利根川につきましても、完全な、理想的なものとは考えておりませんが、まあ現行法が、御承知のように、分担金は各府県の受益の限度に充てておけるということになっておりました。この受益の限度とは、何をもちて受益の限度とするかという点については、なかなか非常にむずかしいのでありますが、議論もいろいろございまして、私も治水工事を中心としたしておる改修担当の省として、やはり何と申しまして、災害防除の点を中心としたしてやられた方がよいのじゃないかというふうな点になりまして、そのはんらん区域内の被害率と申しましうか、被害を受ける家屋とか、工場とか、田畑とか、そういうものを中心とした方が最も具体的じゃないかというふうな考えまして、固定資産の額をとったわけでありまして、この固定資産の額にいたしまして、年々いろいろ変動いたしまして、今きめた事例が、直ちに今後永久に当てはまるとも思いませんが、それはまたそれで、事情の変わりましたときに改定の問題も起りますし、また私も、ただいまやっております方法が理想的であるとは思っておりませんので、今後いい方法が見つかりましたならば、そういう方法をやりたいというふうな考えでおりますが、当分いたしましては、自治庁関係各府県と協議した結果、こういうことではないかというふうなことにきまつたわけでございます。

○中田吉雄君 想定はらん面積、これは一体どういうことなんですか。かつてあつたの辺までを想定されるのですか。明治からはらん広さとか類度とかいうようなことをやっておられるのですか、どうなんですか。これは、今お出でになっておる中安さんも、鳥取県にお出でになっておるが、明治から私の県のはらん地帯を調べてみるとどういうわけか、東の方はほとんどはんらんせずに西の方にいくというふうな、これは、全く最近の災害を見ても非常に移動しておる。どういう形で一体想定はらん面積というものをやっておるか。私がずっと県会議長をやっているときに、明治から災害を、鳥取県内における地域的な分布を調べたところによると、河川のはらんする地帯が、改修ともからんで非常に移動している。これは、西と東に決定的に移動しているということがあるのです。私は、関東の地帯は不案内ですが、そういうこともあって、大体無難な想定はらん面積はどうして出されるか。

○説明員(中安米蔵君) 想定はらん面積につきましては、利根川について御説明申し上げます。利根川は、昭和四年に第一次の改修が一応済みまして、この新しい改修に移り変わるわけでございますが、現在の状態において、新しい改修の計画規模であります利根川で言いますならば、毎秒一万四千立方メートルでございますが、その計画高水流量がきたときに、現在のままでは、一体どこが切れ得るか、どういった状態になるであろうかというところを各個所について検討いたしました。そうして二十二年に事実切れておりました、切れてお

りますところは、その既往の記録を探ります。それから、切れておらないところは測量いたしまして、その地域につきましてはらんした場合、どこまでいくというところを想定いたしました。現在、その状態を測量、それから支川の関係、そういうことを調べまして、きめておるわけでございます。

○中田吉雄君 土木工学の専門的なことは不案内ですが、道路についてお尋ねいたしますが、道路は、二県ぐらいたまがりますが、それは、やはり工事分量に応じて機械的にかけるのですか。

○説明員(三橋信一君) お尋ねの通り、大体地先主義で分けておるのが普通でございます。つまり工事分量によつて分けております。

○中田吉雄君 そうすると、これも、受益が同じようにしておいても、たくさん使う県とそうでない県と非常に差が引いておるが、中安さんがやつておられた戸倉、これは、兵庫県と鳥取県とにまたがっている。そういうふうなやつていただいた方が私の県にはありがたいのです。それは、鳥取県が兵庫県以上に、おそらく京阪神に出るもので、使うのです。だから、同じ地先主義でかけるといっても、工事分量に比例することは、必ずしも受益の程度に比例してないのです。兵庫県の方から鳥取県に入ってくるのと、鳥取県から京阪神、日本の工業の中心に行く方とでは、てんで私は問題があると思ふのです。現行法の方が私の県には利益ですが、しかし、これはやはり公平な分担ということからいえば、私は、よほどその使い方によつて、地先主義

ですか、それだけでは果して公平であるかどうか、バランスがとれておるかどうかというところは問題だと思ふのであります。河川局の方にも道路局の人にもお願いしておきますが、道路を直したり、はんらん河川を改修したり、ダムを作ったりする受益をどう、その経済効果といひますか、ほんとうに測定したらいいか、どれだけの負担をするかというところは別個の問題ですが、建設省の関係部局にお願いしたいことは、やはり非常にこれは、関東数府県では命取りになると。とにかくこの分担金がある。しかも、それがなかなかわれわれのようにならぬと見て、そういふ点で、やはりまあそれだけもたせるかというところは別にしまして、きまつた額を、関係府県にバランスのとれた負担をさせるためには、やはりもう少し経済効果というものを、一つめんどろなごたごたと思うのですが、私はやつていただきたい。そうして、幸い有料道路になりましたが、関門トンネルにしても、山口と福岡だけ、とにかくトンネルの出口と入口だけに受益を負担させるというところを見ても、いかにも交通機関の発達しないときの分担金の賦課方法だったと私思ふわけなんです。ですから、私もこの問題は少し調査したのですが、ぜひ一つ道路、河川、港湾、そういう受益、経済効果というものを一つ、どう見ていくかというところを御検討していただくように、そうしてこの各府県の割当に対して最も合理的な方法について、さらに御検討していただくことを私は希望しております。

そこで、自治庁にお尋ねしますが、

そういうふうにして利根川を改修したりして受益がある。ところが、その想定はらん面積なんかやって、なるほど受益があるでしようが、しかしその受益を受けるたえは農家、なるほど受益も受けるだろうが、その農家というものは府県税を払わぬものだ。うことは、私は、これは県財政に非常に重大な問題を含んでいると思う。なるほど河川のはらんするものをはんらんしないようにしてやらう。あるいはダムを建設して生産力が高まるということになるでしよう。しかし、現行地方税の体系では、そういうことによつて起きてきたこの交付公債による負担を受益者が払うというのに、百姓は県税を住民税以外には払わぬわけですから、全然受益でないものが負担せねばならぬということから見て、これは非常にそぐわないのです、実際に。これはどうなりますか。

○政府委員(小林興三次君) これは結局、農業県における税制が現行のままではいかぬかという一つの問題点で、これはまあ、かねてから農業事業税ですか、農業施設税か、何らかの形の農業課税というものが徴税としてあるべきではないかという問題が、まさしく今おっしゃいました点にならうと思うのでございませう。確かにそういう面があるのでございまして、地方制度調査会その他におきましてもいろいろ意見がある。自治庁内部にもいろいろ意見があるのでございませうが、いろいろな事情で、実現に至っていない問題で、今後なおその点は、検討考究すべき一つの大きな問題点じゃないかと思ひます。

○中田吉雄君 部長、今御答弁いた

きましたように、なるほど利根川を改修して受益はある。しかし、受益者は現行税法の中ではとにかく払わぬのですからね。なるほど間接的には生産力が高まる。購買力ができて、物を買つて、商売人が事業税その他で払うというように、間接的にはくるのですが、私は、そういう点からも、特にこれほど地元の大きな、千葉県においてはとにかく十九億六千万、茨城においても十九億四千七百万というようなことを、受益者が現行税法では全然受益に應ずる納税をせぬでもないような機構になつていられる。私はやはり無理だと思ひます。そういう点だけから見ても、私は、これはやっぱり、とにかく一県に、たとえば昭和三十一年度でも、とにかくこの利根川関係の府県に四億四千万も負担しておるのですが、それほど多く、地元は大規模に、直轄工事に對してこういう負担をさせるということとは、私は無理だと思ひます。それを単に、自治庁とされては、利率を下げるという程度で一体この問題が解決すると思つてゐるのでしょうか。

○政府委員(小林興三次君) これは、建設省の諸君がお歸りになつてまいましたが、問題はむしろ、直轄事業に對する地方と国との負担率をどうするか。そこまで問題が究極にいかなくれば、私は解決しない問題があると思ひます。で、まあわれわれといたしまして今議論しておるのは、その直轄工事の分担金を、まず分担率を前提にして、交付公債で払つて、それにおまけに利息があります。利息が、十数年かかれば五、六割の利息がつくのでございまして、そういう五、

六割の利息までかけて負担させるといふことは、全く筋が通らぬじゃないかという議論を展開いたしておるのでございませうが、仰せの通り、特定の県、特に直轄が非常に大規模な、けた違いの事業が行われます地元におきましては、単なる交付公債の利子だけで全部問題が解決するかといへば、私は、必ずしも解決しない問題が残るだらうと思ひます。その直轄の事業も、ほんとうに一年間、数年間で終る仕事なら、それは問題ありませんが、ほとんどこれからまた十年も二十年も継続せざるを得ないと、非常に大規模な仕事を集中的にやらざるを得ないというところが私はないわけじゃないと思ひます。でございまして、そういうところにおいては、今の負担率でそのまゝやっていて、動きがつくのかという問題は、なお根本的に残ると思ひます。

○中田吉雄君 しかしわれわれは、この利率の問題だけでは、とても大規模な直轄工事を四分の一も持つたりするといふようなことでは、とても私は問題だと思ひます。それだけに、財政といへば、大体利率を少し考へてくれという程度では困る。直轄工事の分担金が府県財政に及ぼす影響について、あまり軽く見ておられるのじゃないだらうか。

と、こういう一つの議論があるわけにございませう。しかし、これにつきましては、やっぱり直轄事業であつても、地元にはそれは最大の利益があるのだから、地元も一部負担すべきじゃないかという理屈もありまして、全額負担理論にはいろいろ議論があると思ひます。しかし、特に道路などのような生産的な仕事は別として、たとえば治水事業のように、あるいは砂防のようにな、全く消極的な、災害を防禦する、そういう意味の仕事で、おまけに非常に巨額の金がかかるというふうな仕事については、むしろ国が全責任をもつてやるべきじゃないかというこれは議論があるのでございまして、われわれといたしまして、今の体制よりも、むしろそういう方向に問題を解決すべき点がこれはあるというところは、そういう問題として考へておるのでございす。少くともその問題は、その問題として一方にあり、他方では、この公債費対策の一つの問題といたしまして、この交付公債の利子がまことにばかにならぬものでございまして、公債費対策の一環の面から考へて、直轄事業の分担金の交付公債の利子というものは、何かやはり特別な措置をすべきであらうという考へ方を持つておるのでございませう。

○中田吉雄君 かねて大蔵省と折衝されておると思うのですが、大蔵省の意向はどうですか。

○政府委員(小林興三次君) これは、この利子の一般的な利率の引き下げの問題がございまして、御承知の通り、預金部の利率は、まあ少いのですが、二厘下げることになったわけですが、この預金部の金利を引き下げることにつ

きましては、これは、一般の国民の預金を扱つておるのでございませうから、資金のコストの関係があつて、おのずから限度がある。それでわれわれといたしまして、まあ二厘でやむを得ないということで、了承いたしましたのでございませうが、それで、こちらの利子を引き下げる関連から考へましては、交付公債の利子につきましては、何らかの措置をしなければ、全くバランスがとれぬ問題なのでございませう。利率の措置について、大蔵省にいろいろ要求を出しておるわけにございませうが、しかし、大蔵省といたしましては、何かこのまゝで放つてはおけないというところは、それは考へておるのでございませうが、われわれは、政府資金が下つたから、政府資金と同じ割合で下げるのだという態度には、これは理屈もなければ自信もない、納得いたしかねるのでございまして、むしろこの機会に、交付公債というものの筋を立てる、公債費対策の一環としての筋も立てる、こういうことで、本来一時に払うか、地方団体の状況によつて分割払いにするか、こういう考へ方で、無利子という考へ方をとれぬかというところがわれわれの考へ方ではございませう。しかし、まあ大蔵省にしてみれば、一

時に払う金を十年年賦にすれば、それだけでも得じゃないか。年賦償還すれば、延滞的な利率というものは当然あるのが当りまえじゃないか。公債に利子があるのは当りまえじゃないかというふうなこれはまあ理屈もありまして、現在のところでは、まだこのしかるべき解決には到達いたしておらぬというのが実情でございませう。

○中田吉雄君 まあ本国会も明日で、

この問題を深く掘り下げてやる時間もありませんが、おそらく来年度の大きな問題となると思うのですが、その際一つ検討していただきたい点は、直轄事業の負担率ですね。大てい四分の一なんです。直轄河川の維持というものと、直轄道路の補修というものが、二分の一も地元負担になっておるというの、これは、私ちょっと納得できないのです。これはどういうわけですか、二分の一になっておる。あとは大体ほとんどが四分の一ですがね。これは二分の一、半分、この今申し上げた直轄河川の維持と直轄道路の補修というやつですね。

○政府委員(小林興三君) これは、要するに、国と府県との負担関係をどう定めるかというところにいろいろ問題がありまして、結局その改修費のうちに、非常に多額で一度にやらなくちゃならぬという問題につきましては、地方の負担を考えて、どうしても高率の負担をやらなければならぬ。しかし、維持補修ということになれば、地方の責任じゃないかという考え方が一つあるわけなのでございます。一般の道路の維持補修、河川の維持補修も地方の仕事をしておりまして、そこで、地方との関係が特別に深いというように前提がございまして、直轄維持補修をやる場合におきまして、地方の負担率を高めようという、その考え方で、そういう負担率にこれはなっておりますのでございまして、先ほどいろいろ道路の通過、交通の問題などのお話がありましたが、その道路のようなのは、昔の状態を考えればおそろくは地元の府県のもの最大限だったろうと思ひますが、今日のように

道路交通、自動車交通が非常に盛んになってくるといふと、道路の維持補修費というものが半分半分といふのは、また地元には負担が重過ぎるのじゃないか。もつと国がやらぬから、むしろ経過地の道路はさっぱり維持補修がうまくいってやらぬという問題が実は新しく出てきておるのでありまして、現在やはり道路交通の実態に即して負担率というものをあるいは調整しなければならぬかぬじゃないかと、こういう問題が私にはあるのじゃないかと存じております。

○中田吉雄君 この直轄河川の維持費の二分の一というのを、特に重くしたのはどういふことですか。

○政府委員(小林興三君) それは、直轄河川は半分半分だと思ひます。これはやはり、その直轄河川の維持改修というものは、そもそも維持改修を直轄でどれだけのやるかという実は一つの問題がありまして、普通は、直轄工事が終つたら、維持改修はみんな府県にまかして、府県の責任でやっておるの、中心だと思ひます。しかし、その非常に大きな川とかダムとかで、どうしても国がやらなければ動きがつかぬというやつを実は国がやっております。そういうものについては、そのかわりに、地方と国との折半でいこうじゃないかという考え方で、二分の一にこれはなっておりますのでございまして。

○中田吉雄君 私、通産省の方に來ていただいておりますので、その方をやりますので、あとでやりますが、これは、やはりもつと種別の負担割合、各府県の新たな情勢に即して、もつと検討していただかんと、私は非常に不十分じゃないかと思ひます。アンバランスなことができるのじゃないかというふうに思ひます。この問題、終局的にもう少しお尋ねしたいことがありますが、一つ通産省に伺ひます。私は、地方債で地方公共団体の公営発電あるいは調査をやっておりますので、その採算の問題ですね。そういうことが果して地方財政に寄与しているかどうか、こういうことは全く不案内ですが、お教えを受けたい。こういうことなんです。この府県なり市町村が発電して、そこで、使うのは、自家消費ならば別ですが、大てい売電をやっておりますので、そのやり方と、関係法規をどうしておるか。

○説明員(井上猛君) 地方公共団体がやっております発電関係でございしますが、これは、特別法ができておるというわけじゃございせんので、結局旧公益事業令、現在まあ電気事業方面はできておりませんので、要するに、公益事業令に基いて、一般の電気事業者と同一に取扱つておるわけでございまして。それで結局、現在の公営電気の関係は、その公益事業令に基いて大体やつておるわけですが、実情は、ほとんど自家消費というのはいりません。全部売電というふうな格好で、九電力会社に発電した電気を売つておる。こういう実情でございまして。

○中田吉雄君 その売電をする場合、通産大臣にですか、何かやはり電力会社と話し合ひをして、何か認可を受けるとか、そういう関係はどうなんですか。

○説明員(井上猛君) これは、公益事業令に基いていふと、結局公営電気が九電力会社に売るときには、もちろん

ん契約を結ぶことになりすすけれど、その契約について、通産産業大臣の認可を得る、こういうことになっております。それから、契約についてのそれじゃ値段はどういうふうにしてきめるのかという御質問がございまして、結局原価主義、要するに、かかったもので売るといふ原価主義を原則としておるわけでございます。が、ただ、公営電気の関係ではちょっと九電力といういろいろ事情が違つておる。と申しますのは、資金の関係で、九電力は、一般の市中銀行からいろいろ金を借りておるという点がございます。公営関係では、当然所要の資金というものは、おのずから政府の財政資金とか、あるいは公募債と、それから、自分のところでかりに資金があれば、それを県の一般の会計から出すような組織もございまして、そういう資金のソースが限られておるというので、その返済に、非常に九電力のようになると違つておる。困りになる。そういうような事情を考へまして、原価の中では、一応建設費の中の二%以内で減価基金といふことが、要するに借金を返す資金を作ろうというので、建設費の二%以内の要するに減価基金を原価の中に入れておることができるというのでございまして。

○中田吉雄君 売電をする際に、自治庁とその関係地方団体と、通産省、おたくの方といろいろ話をして、実際の手続としてはやっておりますか、それはどういふ形なんですか、どうなんですか。

○説明員(井上猛君) これは、発電の計画なり、あるいは工事なりにつきましては、府県あるいは自治庁関係、いろいろあると思ひます、しかし、少く

五〇%以内で認める、まあこういうことをやっております。それからそのほかに、再評価をやつたところですが、これはまあ、戦前あるいは戦時中にできた発電所についての問題は戦時中にできた発電所についての再評価をやつた発電所につきましては、その差額についてまあ一%以内の特別償却費、それから自己資金を使つた場合には、その自己資金に対して四・五%以内の積立金を認める、こういった特殊ないろいろ要素を加味して原価を割り出しておる。それに基いて、九電力と相談してきつた値段で売つておる、こういうふうになっております。

○中田吉雄君 各府県の状態についてはわからぬですが、大体償却で採算がとれてるんですか。どうなんですか。

○説明員(井上猛君) これは、今まで出てきております発電単価はまあまちでございまして、いづれも、先ほど申し上げました通り、減価基金なり特別償却なり、そういったものを見ておりますので、十分採算がとれたベースでやっております、かように考へております。

とも電気の契約に関する限りにおいては、私の方は、自治庁と協議するといふことはいたしません。法律では、通産大臣だけの要するに認可事項になっておりますので、私の方だけでやっております。

○中田吉雄君 これは、私はよくわからぬのですが、県営発電をやっていると、何が、協議会といいますが、団体でも組織して、有利な取りきめをするという動きはないですか。そうせんでも、十分採算がとれるようになっておるのですか。

○説明員(井上猛君) 公営の電気に関する団体でございますが、これは、最近いろいろ各県営の発電所の計画、それを実施してございまして、公営電気事業経営者会議というものを組織してございましておそれる毎年の定期的に集まっておりますが、またいろいろ、原価の算定の方法とか、経営のやり方とか、いろいろなことを内部的に御協議願っております。しかし、現在のところは、まだそれが、いろいろな研究段階と申しますか、内部的な打合せをくりかえしてございまして、団体で代表していろいろ折衝するといふようなことは、まだやっておりません。

○中田吉雄君 これは、まあ発電しても、売るのがに難いというところがあると思いますが、そこにある送電線のある会社に売らざるを得ないという、非常に弱い立場があると思うのです。この立場で、私は、結局発電をやっている会社は、自分のところで資本を投下して発電して売ることより、県営の、県費で発電して、それを買っ

て売った方がはるかに採算がいいんじゃないか、そういうことになってしまっているのではないかと懸念があるのです。私の質問しようとするのは、実際はそこですが、とにかく他の商品とは違って、絶対に買手の独占です、少くとも大い。そういうことになると、非常に弱い立場になると思うのですが、会社が発電して売っているより、この方がもうけがいいのではないかと私は思うのですが、その関係はどうですか。

○説明員(井上猛君) その御質問、抽象的に申しますと、いろいろまた言います。県営の発電を抽象的に考えますと、少くとも県営の発電では税金関係が、一応今度、固定資産税との関係で、交付税がかかるくらいのもので、税金関係は少くともかかってこないといふような点で、同じく県に属する資金を投じ、同じく発電コストでやれるという点からいいますと、税金がかからないだけ少くとも得をする。安くつくはずだ。こういうことも考えられるわけでございまして、ただ、まあ九電の場合は、少くとも数十カ所あるいはそれ以上発電所を持って、総合運転をしている。県の方では、結局一カ所、二カ所現在のところやっていますのが大部分でございます。従って、会社で申し上げますと、本社経営というより一般管理の関係は、おそらく九電その他から見ますと、非常に高くついております。従って、で上がった売電コストから見ると、果して県営が有利であるかどうかといふことは非常に疑問ではないか。もっと具体的な問題としましては、結局これは、九電の場合

その他の発電の場合でも同じでございますが、開発計画をわれわれが認めるというときは、当然その発電所の計画をまず見て、それが当然で上がったときに経済性に乗る発電計画であるかどうかといふことをよく見てやるわけですね。経済性に乗らないものについて、計画させないという、計画があつても、これを取り上げないという格好になるだろうと思ひます。ところが、計画では非常に経済性があるといふたしまして、実際に工事中におきまして、いろいろな関係で工事費が多くなるといふのが大部分の問題でございます。そこに、非常に県営の発電所がで上がったときの売電の値段の交渉のときの問題が起ってくるのです。それで、実は発電所がで上がった、その上

でいろいろ単価の点を交渉するといふことになりまして、今のような、工事費が非常に上がった場合に、トラブルが起るといふ格好になりますので、われわれの方としては、公営の発電関係につきまして、できれば、発電計画を持ってきた場合、そこで、大体このくらいの値段でこの発電所は動き出すだろう、その値段を基礎に置いて、あらかじめ買ってもらふ九電力と話し合ひをしておく、もしそれ以下に発電所がで上がる。またそれ以下で運

営ができるということであれば、当然そこに、県の方としても努力を認めて、十分採算といふますか、利益の上のような準備をきめていくというふうなことも、あらかじめ話を十分伺つておかないと、計画だけで経済性があつても、実際にで上がったときに、工事費がかさんで経済性に乗らないといふ場合も出てくるわけでありまして、

現在のところは、だいぶそういう傾向があるわけですね。従って、九電の方から見ますといふと、必ずしも経済性に乗っておる発電所ばかりではないのでありまして、場合によっては、九電の方も苦しいことをしているというふうな点もございまして。

それから、九電の方が非常に買方方に圧迫を加えているのではないかと、いろいろな御懸念もございまして、そういうことは、いろいろ交渉の段階においてまともな場合に、私どもの方に相談を持っていくわけでありまして、われわれの方は、公平な立場から、いろいろ仲介といふますか、仲裁の労をとって、そう不公平にならないような契約といふことを指導しておるわけでございます。

○中田吉雄君 私は、課長がさっき言われたように、とにかく税金はかかる、コストの中に、そこに携わる官庁の諸君のコストまで含まれるかどうか知りませんが、まあある意味では安く売り得るのです。そういうこともからんで、どうも買いたたかれて、結局電力会社は、自家発電よりこの方がもうけがいいといふことになりはせぬかと思ひますが、その点はどうか。

私は、まあ名前のごとき公益事業局ですから、非常に公益的にやっていただけだと思うのですが、どの局とは申しません。私も貿易にからんである局に行つて、通産省ほど巨大大資本の側に立つて事をやられるところは、とにかく私の接触した限りではない。まあびつくりするほど大メーカーの立場に立つて……私びつくりしたので、ほんとに。はつきり言いますと、中国貿易の話ができた。主としてそれは中小

メーカーである。ところが、三井、三菱、住友というような化学工業の大メーカーが横やりを入れて、局長は縮み上つてしまつて、どうにもできないで、こんなばかんなことがあるかといふことで、やつさもつやつた。まあそういうこともあつて、いろいろお世話願つてゐるのに大へん恐縮ですが、とにかく自分の所に資金を投じてやるより、県なんかのを買つてやつた方がいいじゃないかといふことがあるもので、それから、結局県庁等が割合さういふ採算の問題を厳密にやらずに、県営で発電をやることが、果して実財政的に、業界の方でやられていような利益で県財政にプラスになるか、その点、非常に不案内の点もあるのですが、まあ一つ、そういうことのないように、私ももう少し勉強して質問したいと思ひますが、どうも私の考えでは、これは非常に弱い立場で売られていふ感じがする。二、三の府県で赤字の県があります。これはどういふわけですか。

○説明員(井上猛君) 私、具体的にまだ、どういふ県が赤字なのか、ちょっと今のところつかんでおりませんが、具体的にどの県の県といふことであれば、御説明申し上げます。

○中田吉雄君 たとえば、山口、福島、宮城。

○説明員(井上猛君) これは、料金を申請してきております。これは、原価上からは赤字が出ておらない。ただ、資金の関係で、要するに、公債を返すときにその資金が不足するとか何とかといふ問題が赤字といふことであれば、そういう懸念があるかもしれないが、しかし、原価上からは少くとも

赤字になっておられない、こういうような契約でわれわれは認可しております。

○中田吉雄君 この問題は、この程度にいたします。またあとから一つ御指導を受け参りますから、よろしくお願いいたします。

○委員長(本多市郎君) 暫時休憩いたします。

午後四時十七分休憩

午後四時三十一分開会

○委員長(本多市郎君) 委員会を再開いたします。

質問を継続いたします。

○成瀬龍治君 小林さんにお尋ねしたいと思ひます。単位費用の点で、まあ消防が非常に問題になるわけですが、消防と警察とを比較するのはかえっていけないかもしれないが、しかし、一応比較してもいいと思うわけですが、大体警察の方は、今度改正になって、一人当り三十六万四千六百円です。ところが、消防の方を見ますと、こちらは警察職員だ、こちらの方は人口だからということもあるかもしれないが、五十円ばかり人口一人についてふえている。それで、総額予算で見ますと、一億円くらいふえているように、予算書が何かに出ておったわけですが、何にしても、消防の施設等から考えてみて、いまだ少し費用等をふやさなければ、たまたまものじゃないだろうと思う。きょう、全国の市議会議長会からもった資料を見ましても、これは山形市の例なんですけれども、大体基準財政需要額に対して需要額のパーセントは七四・三%くらいにしかなっておらず、こういうわけですから

れども、何かこれは、自治庁の關係じゃなくて、国家公安委員会の所屬か、自治庁の方はあまり力を入れな、冷や飯を食わしておけというように、なことで算定基準をやっておいてなるのか。これでは、一日に一億ずつ、とにかく火事で燃えているわけなんです。三百六十億というものがとにかく灰になっているのが現実なんですから、いまだ少しこういうところに力を入れてやれないものだろうか。あなたの方のお考えなり、あるいはこの増額等について、相当大蔵省とも御折衝になつていて、と思ひますけれども、一応のいきさつ等も御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(小林三三君) 消防につきましては、自治庁といたしまして、必要な経費はもちろ、可能な限り見なければならぬという考え方をとっておりまして、別に警察と比較してどうかという考え方はございませ。これは、単位のとり方は、警察と消防とは基礎が違ひますので、それから、実体も違ひますので、そこに違ひがあつただけでございませ。今度の改訂におきまして、人件費の關係はもちろ、給与關係で、これは、すべての職務について平等な扱いでございませ、消防につきましましては、特に機動力といひますか、機械力といひますか、そういう意味の強化というものを頭に置きながら、一応経費を計上したものでございませ。

○成瀬龍治君 私、警察のことにはちよつと触れますが、こういうことなんです。自治体警察のときには、単位費目があることは少かつたと思うのです。このときのこの伸びと消防

の伸びのことを私はさしているわけですが、それからも一つは、消防でいうと、三百億くらいの年間の予算がないと、十カ年計画が成り立たない。で、十カ年計画を立てたのは、なぜかという、消防の機械を見ると、十カ年しか使えないから、それで、詰めて三百億くらいになつておる、それに対して、国からは大体百分の一くらいしか出ないという実情なんですから、あなたを力を入れたと言ふけれども、實際のことをいへば、少しも力が入っておかなくて、非常にお気の毒じゃないか、これじゃ何と云つたって、先ほど申したように、實際焼けて、国の宝が灰になつてくるんですから、いまだ少し何とかならないものか。あなたの方は、たとえば、これよりも額を相当上回つたものを大蔵省に出して折衝されたのか、あるいは消防の方からもう少し高い額が出てきておるのか、そういうことはわかりませけれども、何として、とにかく五十円ばかりの増では少しひど過ぎるじゃないか。だから、あるいは人口だけでこういう測定単位のとりの方が妥当なものか、どういふものか、そういうような点も、いろいろと御検討になつておるのじゃないか、そういう点について、一応聞かしてもいいと思ひます。

○政府委員(小林三三君) この経費につきましましては、これは大蔵省に折衝をする——予算の折衝じゃございませ。それから、補助費の問題はもちろ、やらせていただきますが、これは、自治庁の方といたしまして、消防とも検討を考へて、与えられた交付税の財源の中で考へるのでございまして、この数字の基

礎につきましましては、一つ財政課長から数字的に説明をもらひます。

○説明員(柴田龍君) 三十一年度の消防の基準財政需要額というのは、大体百四十五億であります。百四十五億というのは、これは決して多い額じゃございませんで、おっしゃる通り、少いかと思つております。今回単位費用を算定いたしました場合に、基礎といはしましたのは、昨年の秋、人口十萬の都市を中心にしたしまして、實際調査をいたしました。この實際調査の結果を基礎にいたしまして、単位費用を組み直しておるのであります。そのねらいは、主として消防の機械整備を充実するといふことを中心にいたしてございませ。で、この単位費用で試算をいたしますと、補正係数が若干動きましますので、試算が狂いますけれども、前年通りの補正係数を使つて試算をいたしますと、約百八十億円になります。従いまして、昨年に比べますと、三十三億円の増になります。

警察の問題は、警察費につきましまして、同じような試算をいたしますと、昨年に比べまして五十億円くらいの増になります。その後、単位費用を組みました後にございまして、現地について調べまして、地方団体の意見——これは補正係数を検討する必要があるもので、現地について一々調べたのであります、現地について一々調べたのであります、その結果では、大体機械類等の整備については満足である、ただ職員数については、まだどうしてもこれではいけないということが大方の見として聞かれております。私たちが、消防の職員数としてこれが現在単位費用で組んでおりますのは、消防司令以下全部入れまして五十五人であり

ますが、五十五人じゃ十萬の都市はやつていけないというわけでありませ。市側の主張は、大体あと五、六人主張でありますので、なお検討いたしたいと思つております。ただ、御質問の趣旨の、警察に比べて消防の方が少いとおっしゃいますけれども、われわれの試算では、そうおかしきことではない、警察が五十億伸びておりますのは……

○成瀬龍治君 私は、自治警のときから県警への伸びの方がいいと思うのですが……

○説明員(柴田龍君) その問題は、自治体警察の場合は人口を基準にしてございませ。で、定数も何もございませ。で、府県警察になりましたから、ちゃんと政令の定員が定められておつて、政令の定員そのものを測定単位にすることができる。従つて、財政需要の測定が正確になるというところは言えるかと思ひます。消防につきましまして、それじゃ人口のほかにそういうものをとつたらどうかという意見もかつてございまして、一時、平衡交付金時代に、人口じゃございませんで、床面積をとつたことがございませ。床面積をとりますと、かえつて消防の基準財政需要の測定が不正確になるという結果が出ましたので、人口に戻つたという経緯がございまして、現在のところ、人口以外に測定単位を定るといふ氣持を持っておりませ。中身を洗つてみますと、消防の職員構成が十分でないという点が現在指摘されておりました、逐次直して参つておりますけれども、なお十分であるというところとは、認めざるを得ないと思つており

ます。

○成瀬幡治君 その次に、教育費の点についてお尋ねしたいと思いますが、今度相当上つておるようでして、けっこうだと思つておるのですが、全国でたしかP T Aが負担しておるのは大体まあどのくらいにあなたの方はふんでおいでになるかわかりませんが、今度の単位費用の値上げは、理由としては、賞与であるとかあるいは給与改訂、そういうもののふくらがりを大体逆算されておやりになったと思ひますが、しかし、P T A等の負担も相当多いと思ひますから、そういうような点については、どんなふうにお考えになつておるのかです。

○説明員(柴田護君) P T Aの問題と申しますのは、結局市町村の小中学校の物件費が少いじゃないかということになるかと思つておるのですが、この問題につきまして、小中学校の経費につきまして、P T Aの負担というものを特には勘案いたしておりません。ただ建物の耐用年数でございますとか、あるいは一般の物件費につきまして、坪数の改訂とかあるいは建築単価引き上げ、こういったようなことから、単位費用を改訂いたしましたのであります。P T Aの負担というものはどのくらいかということですが、これは、実は調べたものもございませんで、正確なものは実は調べかねます。まあ大ざっぱに言つて、百億くらいになるのではないかと考えられますけれども、この中には、単位費用に織り込んでおるべきものと、かかるべからざるものとがあるかと私は考えております。生徒経費の不足分を補う意味におけるP T Aの負担というものは、

は、できるだけ財政計画の中にも反映せしめていくべきでありましようし、また従つて、単位費用の中にも織り込んでいくべきでありますけれども、そうでない、必要最小限度の経費プラスアルファの経費がP T Aの中にあるかと思ひます。そういうものは区分けができませんので、現在のところは、そういうことを考えまへずに、現実の予算というものを分析した結果、抽象化し得るものから抜き出して単位費用を組んでございまして、なおその辺の分析の結果、当然に財政的に見ていかなければならぬものにつきましては、財政計画も合理化いたしますし、単位費用の合理化にも反映していきたいというふうにお考えをしております。

○成瀬幡治君 全体、この市町村関係の教育費の単位費用を改訂されたわけですが、これで総額どのくらい伸びることになりますか。

○説明員(柴田護君) 教育費につきましては、高等学校の教育……。

○成瀬幡治君 いやいや市町村だけ、市町村立の……。

○説明員(柴田護君) 小中学校だけで

○成瀬幡治君 小中学校だけになりますね。高等学校もありますが、どういふふうでもよいですか、総額で……。

○説明員(柴田護君) 高等学校の経費につきましては、定時制の高等学校の種別補正の問題が残つておりました。

○成瀬幡治君 この問題をどう処理するかという問題がまだ残されておりました、この試算が今できません。小中学校の改訂単位費用で計算をして参りますと、市町村の小中学校だけでは、大体十五億ぐら

いでありまして、

○成瀬幡治君 十五億伸びるのですか。

○説明員(柴田護君) はい。

○成瀬幡治君 承りますれば、十五億伸びるというお話ですが、もう一つは、P T Aの負担が物件費にも関係ありますが、百十億前後はあつたらうと思つておるのです。従つて、あなたの方の押えておられる数字と大体似ておると思ひます。しかし、百十億前後の中には、物件費以外のものも含まれておるじゃないかとおっしゃるが、まさに私もそのとおりです。それにしても、P T Aというものが非常に一つの天下りのな寄付行為であるというところは實際問題なんです。ですから、そういう問題については、私はやはり、あなたの方でもう少し考えていただいて、しかもこれは、市町村でどういふふうに見ていただきますと、片方では義務教育半額国庫負担法でくるわけですから、これは県の持ち出し、市町村の持ち出しもありまして、何にしましても、国から半分くるといふことは強みなんです。それから、一つこの点について、やはり百十億の国庫負担があるのだということとは、現実にあることなんです。一つ御認識の上で立つて、いま少しこの面の引き上げについて努力していただきたい。それでなければ、やはり寄付行為というものはあまり感心したことではなくて、つい最近の傾向として、何か金持ちのところにくさんの寄付を仰がなければならぬ、それが学校教育等にはいい結果をもたらしておらぬわけですから、そういうような点を十分考慮されて、一つ御善処方をお願いしたいのであります。

○説明員(柴田護君) よろしゅうござ

います。

○成瀬幡治君 それでは続いて、時間もございませぬから、あわてて申し上げますが、生活保護なんです、今度何か、単位費用を社会福祉費というの和生活保護費というのに、二つに分けられて、各費とも若干ずつ引き上げておるようなわけですが、實際問題として、このぐらひ引き上げても、これじゃ生活保護の対象というのですか、實際やつていけぬわけですが、あなたの方は、これでやつていけというふうなつもりなのかどうか。どういふのでこんなところになつた……。

○説明員(柴田護君) 生活保護費を分

けましたのは、これはきつめて技術的な理由なのであります。と申しますのは、従来は、社会福祉費の中で生活保護費を見ておつたのであります。つまり社会福祉費関係の人員費と、それからネットの生活保護者の扶助費というものをぶち込みしておつたわけでありまして、ところが、その計算をいたします場合に、生活保護者の生活保護者の密度について密度補正をやつておりました。つまり生活保護者の密度が高いところによけい金がいくように補正をしておりました。そういういたしますと、その密度補正がその他の社会福祉費の人員費までかかつてくる。そこで、算定が正確性を欠くわけでありまして、そこには、生活保護費だけを別に抜き出して、これを社会福祉費と分けて単位費用を組んだわけでありまして、非常に少いとおっしゃいますけれども、これは、昭和三十三年の国庫予

算額を基礎にいたしまして、国庫予

算額から標準団体についての額を推定して出しておるわけでありまして、もしこの額が少い場合、国庫予算そのものが少いということになります。現在の状態から言いますと、この生活保護費の単位費用というものは、決して少くないと私は考えております。

○成瀬幡治君 まあ数字が私たちが納得

いかならないのですから……。

○説明員(柴田護君) あなたが逆計算をしたもので、やむを得ぬとおっしゃれば、それはその通りだと思ひました。承ります。とにかくおかしな話だと思ひます。そうして、こういうものが若干ふえたからと言ふのは、何か気休め的なものだと思うので、目的はこれで私は達したものだと思ひます。なので、来年度も変えになるのだから、そのときはもう少し根本的なものもお考えになるのじゃないかと思ひますが、それはそれとして、次にお尋ねしたいと思ひますのは、橋梁ですね。

○成瀬幡治君 橋梁の関係では、非常にこれは伸びが

よく、一つ木造というふうなものは永久橋に切りかえていこうという大きな方針のもとにおやりになったのだらう。こういうことが去年ごろきつと論議されて、こういうことになつたと思ひますが、これが来年度はまた元通り下るとかということになつてしまひますが、少くともこういうことにやられると、来年やられるような場合は、何年ぐらいたつたら、おおよそ日本にある橋は、木造のものが永久橋に切りかわつていくというふうな、そういう見通しは、ある程度建設省等とも打ち合せされておると思ひますが、どんなふうでしよう。

○説明員(柴田護君) 橋梁の単位費用

につきまして、伸びております理由

は、新たに、橋梁の面積以外に橋梁の延長、道路につきましても、道路面積以外に道路の延長というようなものをとったわけでありまして、その関係で大きく伸びておるのでありますが、延長をとりましたのは、御指摘のように、行政水準の確保といえますが、財政計画上の維持修繕費の是正に見合ったものとしてあげておるのであります。これは、木橋を永久橋にかえるという見方をしておるのでございますが、大体橋長三十メートルの橋で、五メートルの幅員を持っておる橋、こういうものを基礎にして、木橋を永久橋にかけかえる計算をいたしております。建設省の計画というものは、別に今のところはっきりいたしておりませんし、私たちの方としましては、こういうような考え方で、橋梁の延長をとっていくというところであります。特にこの単位費用を見込むことによりまして、何年後に全国の木橋が永久橋になるというようなことを頭に置いてやったわけではございません。

○成瀬幡治君　そうですか。私は、建設省等と十分打ち合はれて、一つ、木造橋はともかなわなから、永久橋に全部かけかえてやろう。だから、ちょっと見ると、府県の方で千六百万ほど一メートルについて伸びておるわけですから、あなたの方は、せっかくこういうことをおやりになれば、永久橋になれば、そう直さなくてもいいことになりまして、何か建設省等と打ち合はれて、一つ計画的におやりになる、そういうようなことは、道路の問題にしろ何にしろ、一つの計画をもって、木造橋がこれくらいある、延面積というものはこれくらいあるという

ことはあなたの方ですぐおわかりになる。こういうものを全部とは言わないが、その何割かというものを、交通頻度とか重要度というものもありましょから、そういうことを勘案して、計画に基いておやりにならないと、次にはこれがへこんでくる。次には伸びたというようになってしまうは大へんだと思いますから、一つそういうような点も、単位費用を算出される場合の検討のうちの一つの資料にしたいだいたら非常にいいのじゃないかと思っております。

○説明員(柴田藤君)　私、ちょっと御説明が足りませんでした。実は、この橋梁の延長、道路の延長というものは、府県市町村を通じて、どこにいてもあれでございすけれども、実ははつきりわかっていないのでございす。道路の延長、橋梁の延長の一応試算はいたしておりますけれども、この延長の実際基準財政需要額を試算してみますと、どの程度になるかということとはわかっておりません。これから実際試算してみないとわからない。現在当っておりますが、大体国道、府県道はわかるのでありますが、市町村道は全然わからない。木橋についても、国道、府県道は見当がつかますが、市町村道はわからない、こういう状態でありますので、はつきりした計画を立てられなかったというのが実情であります。そういう実情でございまして、数値をつかんだところで計画的なものに直していきたいと思います。

○成瀬幡治君　こまかいことですが、補正係数を算定する場合、地域給が補正係数の一つの重要な役割をなしていると思ひますが、町村合併をしたようなところ、あるいは現行地域給をやっておみえになつてゐるのか、人事院が一応改訂案を勧告された、その案が基準になるのか。それから、町村合併が行われたところはそのままになつておるのか、あるいはそうではなくて、補正係数をやる場合には、一つ町村合併をやつたようなところは、片一方の方の地域給はそのままになつてゐるけれども、補正係数のときは、町村合併をやつたようなところは一つ大目に見ていくというふうなことで、補正係数を使つておみえになるのか、どういふふうにやつておみえになるのか。

○説明員(柴田藤君)　現在の単位補正係数ははじきます場合に、勤務地手当の予算が違つてくるわけであります。が、平衡交付金の初期のときにおきましては、人事院の級地そのものをとおつた時代がありましたが、現在はそのままとつておりません。と申しますのは、平衡交付金を人事院の級地によりまして計算いたしました結果、級地引き上げ運動が猛烈に起りまして、弊害がありますので、それはやめまして、現在は勤務地率、勤務地手当の支給率によつて種地をきめております。全部種地によつておりますので、間接的に種地が、勤務地手当というものが反映してくる、こういう形になつております。

○委員長(本多市郎君)　明十八日は、午前十時より委員長理事打合会を開くこととし、また、午前十一時より委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十八分散会

昭和三十一年五月二十二日印刷

昭和三十一年五月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局